

経営に関する諸資料

■目次

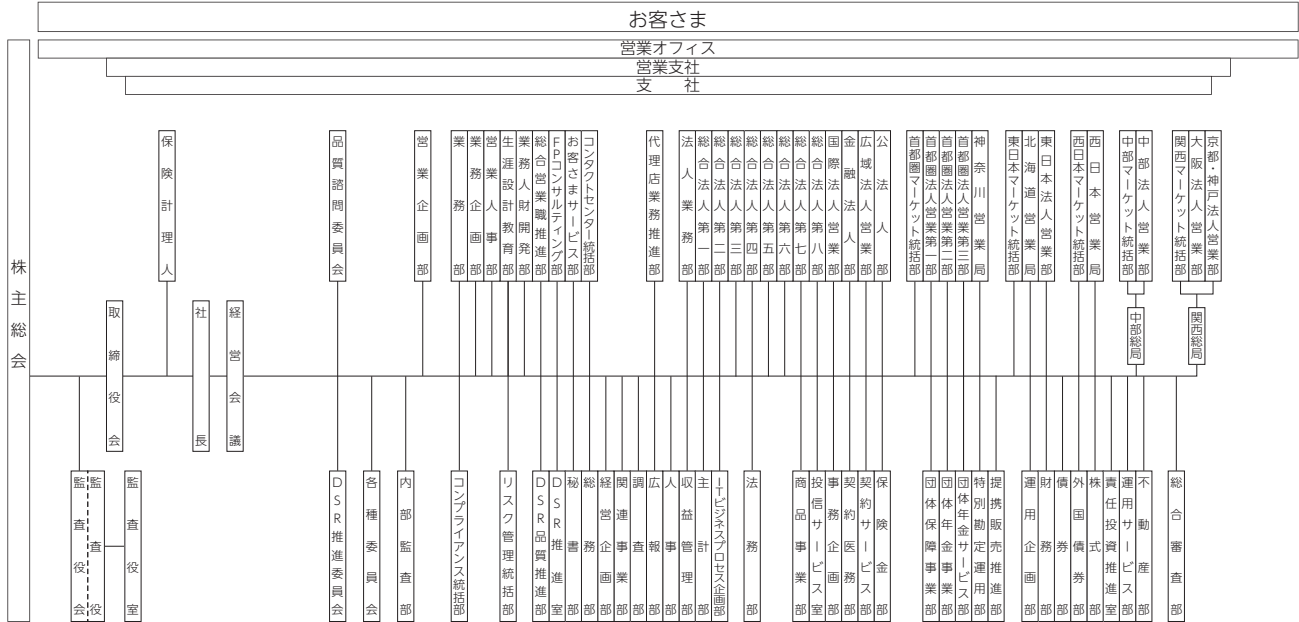
1.会社概要	33
(1) 経営基本方針	33
(2) 会社組織図	33
(3) 主要な業務の内容	33
(4) 取締役及び監査役	34
(5) 会計監査人	35
(6) 会計参与	35
(7) 資本金の推移	35
(8) 株式の総数	35
(9) 株式の状況	35
(10) 主要株主の状況	36
(11) 従業員の状況	36
(12) 店舗網一覧	37
(13) 保険会社及びその子会社等の概況	39
2.お客さまに向けた取組み	41
(1) お客さまの声を経営に活かす取組み	41
(2) ご加入時のお客さまのライフスタイルに適した 均一かつ高品質なコンサルティング	43
(3) お客さまへの情報提供の充実	43
(4) お客さまのニーズにあった商品開発	44
(5) 従業員の育成支援体制	47
3.経営管理体制	49
4.内部統制体制	50
(1) 内部統制体制	50
(2) 第一生命の勧誘方針	52
(3) 重要事項の説明と本人確認の徹底	52
(4) 情報資産の保護	54
(5) 個人情報保護方針	54
(6) リスク管理	55
(7) リスク種類別の管理	57
(8) 反社会的勢力への対応	59
(9) 財務報告に係る内部統制への対応	59
(10) 内部監査体制	59
5.生命保険契約者保護機構	60

1. 会社概要

(1) 経営基本方針

◆最大のお客さま満足の創造 ◆社会からの信頼確保 ◆持続的な企業価値の創造 ◆従業員・会社の活性化

(2) 会社組織図 (2017年4月1日現在)



●本社組織数

	2016年度	2017年度
総局	2	2
部・営業局	73	72
室・センター	4	4

●支社組織数

	2016年度	2017年度
支社	84	84
営業支社	9	9
営業オフィス	1,259	1,263

(3) 主要な業務の内容

■会社の目的

当社は次の業務を行うことを目的としています。

- ①生命保険業
- ②他の保険会社（外国保険業者を含む）その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務
- ③国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務及び保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務
- ④その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項

■業務の概要

当社が実施している業務の概要は以下のとおりです。

- ①当社は、生命保険業免許に基づく次の（ア）～（カ）にある各種保険業の引受を行うとともに、保険料として収受した金銭その他の資産の運用を以下の（キ）～（ソ）により行っています。

〈各種保険の引受け〉

- （ア）個人保険
- （イ）個人年金保険
- （ウ）団体保険
- （エ）団体年金保険
- （オ）その他の保険
- （カ）上記各種保険の再保険

〈資産の運用〉

- （キ）有価証券の取得
- （ク）不動産の取得
- （ケ）金銭債権の取得
- （コ）金銭の貸付（コールローンを含む）
- （カ）有価証券の貸付
- （シ）預金または貯金
- （ス）金銭、金銭債権、有価証券または不動産等の信託
- （セ）有価証券関連デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引または先物外国為替取引
- （ソ）その他保険業法施行規則第47条に定められている方法

- ②他の保険会社（外国保険業者を含む）その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行
当社は、損害保険ジャパン日本興亜株式会社、アフラック、第一フロンティア生命保険株式会社、ネオファースト生命保険株式会社等の業務の代理または事務の代行を行っています。

- ③投資信託の窓口販売業務等

当社は、投資信託受益権等の窓口販売業務等を行っています。

(4) 取締役及び監査役 (2017年7月1日現在)

■取締役

わたなべ こういちろう
渡邊 光一郎

代表取締役会長

1953年生まれ
1976年 第一生命保険相互会社
(現第一生命ホールディングス株式会社) 入社
2001年 同 取締役
2004年 同 常務取締役
同 常務執行役員
2007年 同 取締役常務執行役員
2008年 同 取締役専務執行役員
2010年 同 代表取締役社長
2016年 当会社代表取締役社長
2017年 同 代表取締役会長

いな がき せい じ
稲垣 精二

代表取締役社長

1963年生まれ
1986年 第一生命保険相互会社
(現第一生命ホールディングス株式会社) 入社
2012年 同 執行役員
2015年 同 常務執行役員
2016年 同 取締役常務執行役員
当会社取締役常務執行役員
2017年 同 代表取締役社長

てら もと ひで お
寺本 秀雄

代表取締役副会長執行役員

管掌：営業企画部、業務企画部、
生涯設計教育部
1960年生まれ
1983年 第一生命保険相互会社
(現第一生命ホールディングス株式会社) 入社
2009年 同 執行役員
2011年 同 常務執行役員
2012年 同 取締役常務執行役員
2015年 同 取締役専務執行役員
2016年 当会社取締役専務執行役員
2017年 同 代表取締役副会長執行役員

つづみ さとる
堤 悟

代表取締役副社長執行役員

金融法人営業本部長
管掌：団体保障事業部、団体年金事業部、
団体年金サービス部、法人業務部、
全ての法人部、営業局等
1955年生まれ
1978年 第一生命保険相互会社
(現第一生命ホールディングス株式会社) 入社
2005年 同 常務執行役員
興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社
(現アセットマネジメントOne株式会社) 専務取締役
2010年 第一フロンティア生命保険株式会社
代表取締役社長
2015年 第一生命保険株式会社 (現第一生命ホールディングス株式会社) 副社長執行役員
同 代表取締役副社長執行役員
2016年 当会社代表取締役副社長執行役員

さくら い けん じ
櫻井 謙二

代表取締役副社長執行役員

管掌：業務部、営業人事部、首都圏マーケティング統括部、東日本マーケティング統括部、西日本マーケティング統括部、中部マーケティング統括部、関西マーケティング統括部
担当：D S R品質推進部、提携販売推進部
1959年生まれ
1982年 第一生命保険相互会社
(現第一生命ホールディングス株式会社) 入社
2008年 同 執行役員
2011年 同 常務執行役員
2014年 同 取締役常務執行役員
2015年 同 取締役専務執行役員
2016年 当会社代表取締役専務執行役員
2017年 同 代表取締役副社長執行役員

いし い かず ま
石井 一真

取締役専務執行役員

担当：内部監査部
1954年生まれ
1977年 第一生命保険相互会社
(現第一生命ホールディングス株式会社) 入社
2003年 同 取締役
2004年 同 執行役員
2005年 同 常務執行役員
2008年 同 取締役常務執行役員
2011年 同 取締役専務執行役員
2017年 当会社取締役専務執行役員

さ とう さとる
佐藤 智

取締役常務執行役員

担当：ITビジネスプロセス企画部、
事務企画部
1959年生まれ
1983年 第一生命保険相互会社
(現第一生命ホールディングス株式会社) 入社
2011年 同 執行役員
2014年 同 常務執行役員
2016年 当会社取締役常務執行役員

なん ぶ まさ みつ
南部 雅実

取締役常務執行役員

担当：商品事業部、投信サービス室、
契約医療部、契約サービス部、
保険金部
1963年生まれ
1985年 第一生命保険相互会社
(現第一生命ホールディングス株式会社) 入社
2012年 同 執行役員
2015年 同 常務執行役員
2016年 当会社取締役常務執行役員

たけ とみ まさ お
武富 正夫

取締役常務執行役員

管掌：リスク管理統括部、関連事業部、
人事部、業務人財開発部
担当：D S R推進室、秘書部
1963年生まれ
1986年 第一生命保険相互会社
(現第一生命ホールディングス株式会社) 入社
2012年 同 執行役員
2015年 同 常務執行役員
2016年 当会社取締役常務執行役員

はた なか ひで お
畑中 秀夫

取締役常務執行役員

担当：特別勘定運用部、運用企画部、
財務部、不動産部
1963年生まれ
1986年 第一生命保険相互会社
(現第一生命ホールディングス株式会社) 入社
2013年 同 執行役員
2016年 同 常務執行役員
当会社取締役常務執行役員

しょう じ ひろし
庄子 浩

取締役常務執行役員

担当：収益管理部、主計部
1964年生まれ
1988年 第一生命保険相互会社
(現第一生命ホールディングス株式会社) 入社
2015年 同 執行役員
2016年 当会社取締役執行役員
2017年 同 取締役常務執行役員

なが はま もり のぶ
長濱 守信

取締役

1956年生まれ
1979年 第一生命保険相互会社
(現第一生命ホールディングス株式会社) 入社
2008年 同 執行役員
2013年 同 常務執行役員
2014年 同 取締役常務執行役員
2016年 同 取締役専務執行役員
当会社取締役

みやもと こ
宮本 みち子

社外取締役

1947年生まれ
1996年 千葉大学教育学部教授
ケンブリッジ大学社会政治学部客員研究員
2005年 放送大学教養学部教授
2012年 第一生命保険株式会社
(現第一生命ホールディングス株式会社) 取締役
2014年 放送大学副学長
2016年 当会社取締役

よこ お けい すけ
横尾 敬介

社外取締役

1951年生まれ
1974年 株式会社日本興業銀行 入行
2005年 みずほ証券株式会社 取締役副社長
2007年 同 取締役社長
2011年 同 取締役会長
2012年 同 常任顧問
2016年 当会社取締役

ふな ばし はる お
船橋 晴雄

社外取締役

1946年生まれ
1969年 大蔵省入省
1994年 同省副財務官
1997年 国税庁次長
1998年 証券取引等監視委員会事務局長
2001年 国土交通省国土交通審議官
2002年 同省退官
2003年 シリウス・インスティテュート株式会社代表取締役
2009年 第一生命保険相互会社
(現第一生命ホールディングス株式会社) 取締役
2017年 当会社取締役

■監査役

なが やま あつ し
永山 篤史

常任監査役 (常勤)

1958年生まれ
1982年 第一生命保険相互会社
(現第一生命ホールディングス株式会社) 入社
2011年 同 執行役員
2014年 同 常務執行役員
同 常任監査役
2016年 当会社常任監査役

やま もと りゅう うち
山本 龍一

常任監査役 (常勤)

1960年生まれ
1983年 第一生命保険相互会社
(現第一生命ホールディングス株式会社) 入社
2016年 当会社常任監査役

たに ぐち つね あき
谷口 恒明

社外監査役

1943年生まれ
2005年 財団法人社会経済生産性本部 (現公益財団法人日本生産性本部) 理事長
2011年 公益財団法人日本生産性本部特別顧問
2012年 第一生命保険株式会社
(現第一生命ホールディングス株式会社) 監査役
2013年 公益財団法人日本生産性本部顧問
2015年 同法人顧問退任
2016年 当会社監査役

なが さき たけ ひこ
長崎 武彦

社外監査役

1943年生まれ
1969年 監査法人東京第一公認会計士事務所入所
1988年 太田昭和監査法人入所
1989年 同監査法人 代表社員
2000年 監査法人太田昭和センチュリー常務理事
2001年 新日本監査法人常務理事
2006年 同 副理事長
2008年 同 シニア・アドバイザー
2009年 公認会計士長崎武彦事務所開設
2010年 独立行政法人国立がん研究センター 監事
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター 監事
2016年 当会社監査役

た なか さ なえ
田中 早苗

社外監査役

1962年生まれ
1989年 弁護士登録
1991年 田中早苗法律事務所開設
2016年 当会社監査役

経営に関する諸資料

事業の状況

経理の状況

特別勘定の状況

保険会社及びその子会社等の状況

■取締役、監査役の男女構成

男性 18名 女性 2名 (取締役及び監査役のうち女性の比率10%)

(5) 会計監査人

当社の会計監査人は新日本有限責任監査法人であり、会計監査業務を執行した公認会計士は山内正彦氏、羽柴則央氏、山野浩氏です。

(注) 2017年6月23日付で有限責任あずさ監査法人を選任しています。

(6) 会計参与

該当事項はありません。

(7) 資本金の推移

年月日	増(減)資額	増(減)資後資本金	摘要
2016年10月1日	60,000百万円	60,000百万円	持株会社体制移行に伴う組織変更によるもの

(注) 当社は2016年10月1日付で持株会社体制に移行しました。上表は持株会社体制移行後の第一生命保険株式会社に関する事項を記載しています。

〈参考〉持株会社体制移行前の第一生命保険株式会社の資本金の推移は以下のとおりです。

年月日	増(減)資額	増(減)資後資本金	摘要
2010年4月1日	210,200百万円	210,200百万円	相互会社から株式会社への組織変更に伴う純資産の部の組替えによるもの
2012年4月2日	7百万円	210,207百万円	新株予約権(ストックオプション)の行使によるもの
2013年4月1日	8百万円	210,215百万円	新株予約権(ストックオプション)の行使によるもの
2013年6月21日	9百万円	210,224百万円	新株予約権(ストックオプション)の行使によるもの
2014年6月25日	37百万円	210,262百万円	新株予約権(ストックオプション)の行使によるもの
2014年7月23日	124,178百万円	334,440百万円	公募による新株式発行によるもの
2014年8月19日	8,663百万円	343,104百万円	オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当によるもの
2015年4月1日	42百万円	343,146百万円	新株予約権(ストックオプション)の行使によるもの

(8) 株式の総数

(2017年3月31日現在)

発行可能株式の総数	発行済株式の総数	当期末株主数
24,000株	6,000株	1名

(9) 株式の状況

■発行済株式の種類等

(2017年3月31日現在)

発行済株式	種類	発行数	内容
	普通株式	6,000株	—

■大株主

(2017年3月31日現在)

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
第一生命ホールディングス株式会社	6,000株	100.0%	—	—

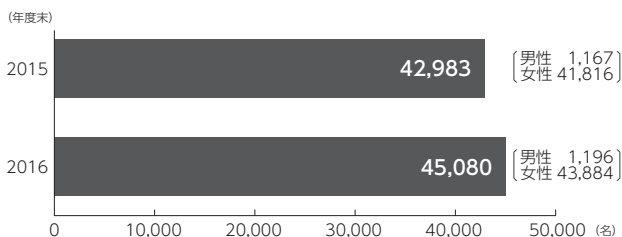
(10) 主要株主の状況

(2017年3月31日現在)

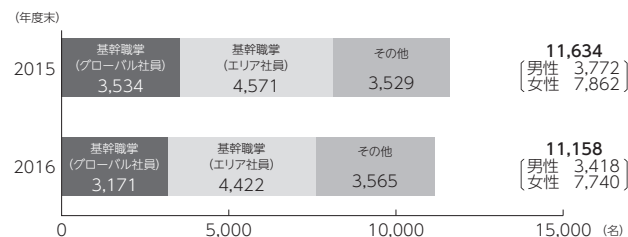
名称	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める所有株式等の割合
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区	343,146百万円	グループ会社の経営管理等	1902年9月15日	100.0%

(11) 従業員の状況

■生涯設計デザイナーの在籍状況



■内勤職の在籍状況



■採用数・平均年齢・平均勤続年数

区分	採用数 (名)		平均年齢	平均勤続年数
	2015年度	2016年度	2016年度末	
生涯設計デザイナー	8,645	8,550	47歳1ヵ月	10年8ヵ月
性別 男性	62	92	42歳6ヵ月	17年8ヵ月
性別 女性	8,583	8,458	47歳3ヵ月	10年6ヵ月
内勤職	756	996	44歳10ヵ月	14年11ヵ月
性別 男性	131	226	46歳5ヵ月	20年1ヵ月
性別 女性	625	770	44歳2ヵ月	12年7ヵ月
職種別 基幹職掌 (グローバル社員)	117	192	44歳0ヵ月	20年4ヵ月
職種別 基幹職掌 (エリア社員)	108	209	42歳0ヵ月	16年6ヵ月
職種別 その他	531	595	49歳1ヵ月	8年1ヵ月

■平均給与 (月額)

区分	(単位：千円)		区分	(単位：千円)	
	2015年度	2016年度		2015年度	2016年度
生涯設計デザイナー	252	265	内勤職	304	297

- (注) 1.生涯設計デザイナーにはオフィス長を含んでいます。
 2.生涯設計デザイナーの在籍数については、当社と委任契約を締結しかつ生命保険募集人登録をしているものを含んでおり、その内訳は、2015年度末1,485名、2016年度末1,585名、その他補助的業務に従事するものが、2015年度末512名、2016年度末469名です。
 3.内勤職には、支社長、営業部長、推進役を含んでいます。
 4.その他には、常勤嘱託従業員とスタッフ社員を含んでいます。
 5.平均給与 (月額) は税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含んでいません。
 6.2015年度の数値は、旧第一生命の数値になります。

(12) 店舗網一覧 (2017年3月31日現在)

■本店 (大代表)

電話番号	所在地
03-3216-1211	東京都千代田区有楽町1-13-1 DNタワー21 (第一農中ビル)

■事業所一覧 (支社、営業支社)

事業所名	電話番号	所在地
帯広支社	0155-22-7211	北海道帯広市西一条南10-18
旭川支社	0166-26-0101	北海道旭川市宮下通7-3897-12 旭川第一生命ビル7階
札幌総合支社	011-241-3141	北海道札幌市中央区北三条西1丁目1-11 サンメモリアビル4階
道央支社	011-895-7500	北海道札幌市厚別区厚別中央二条5-3-31 新札幌第一生命ビル5階
苫小牧営業支社	0144-34-4647	北海道苫小牧市表町5-4-7 苫小牧海晃第一ビルディング5階
函館支社	0138-55-1131	北海道函館市本町6-7 函館第一ビルディング7階
青森支社	017-734-3191	青森県青森市中央1-22-8 青森第一生命ビル7階
盛岡支社	019-653-1266	岩手県盛岡市中央通3-1-2 盛岡第一生命ビル7階
仙台総合支社	022-227-2521	宮城県仙台市青葉区国分町3-1-1 仙台第一生命ビル5階
秋田支社	018-865-1111	秋田県秋田市大町2-4-44 秋田第一ビル7階
山形支社	023-631-5711	山形県山形市十日町1-1-34 山形駅前通ビル
福島支社	024-922-7190	福島県郡山市虎丸町2-11 郡山虎丸町第一生命ビルディング4階
水戸支社	029-226-9511	茨城県水戸市泉町1-2-4 水戸泉町第一生命ビル9階
栃木支社	028-621-1400	栃木県宇都宮市泉町1-29 第一生命ビル2階
群馬支社	027-224-6227	群馬県前橋市表町2-2-6 前橋ファーストビルディング3階
太田支社	027-66-45-0211	群馬県太田市飯田町878 太田第一生命館2階
新潟支社	025-290-5192	新潟県新潟市中央区東万代町1-30 新潟第一生命ビル5階
長岡支社	0258-39-5310	新潟県長岡市城内町1-2-3 長岡第一生命ビル4階
甲府支社	055-228-5121	山梨県甲府市丸の内2-30-2 甲府第一生命ビル7階
長野支社	026-227-2111	長野県長野市中御所219-1 長野第一生命ビル
松本支社	0263-35-1212	長野県松本市深志2-5-26 松本第一ビル6階
沼津支社	055-963-2511	静岡県沼津市大手町2-4-1 沼津第一生命ビル4階
静岡支社	054-254-3331	静岡県静岡市葵区日出町2-1 田中産商・第一生命共同ビル3階
さいたま総合支社	048-643-0412	埼玉県さいたま市大宮区宮町4-122 大宮第一生命小峯ビル3階
熊谷支社	048-524-7341	埼玉県熊谷市本町2-48 熊谷第一生命ビル2階
川越支社	049-246-0521	埼玉県川越市脇田本町13-5 川越第一生命ビル7階
埼玉東部支社	048-988-5181	埼玉県越谷市南越谷1-16-12 新越谷第一生命ビルディング6階
所沢支社	04-2924-8118	埼玉県所沢市日吉町15-14 所沢第一生命ビル6階
千葉総合支社	043-224-3741	千葉県千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル4階
成田支社	0476-22-1043	千葉県成田市花崎町801-1 成田Tビル2階
船橋支社	047-433-5511	千葉県船橋市本町2-8-6 船橋第一生命ビル
柏常総支社	04-7144-0136	千葉県柏市末広町7-3 柏第一生命ビル5階
土浦営業支社	029-824-0001	茨城県土浦市小松1-3-33 ハトリビル5階
上野総合支社	03-3831-1281	東京都台東区上野1-10-12 商工中金・第一生命上野ビル7階
池袋総合支社	03-3987-3311	東京都豊島区南池袋2-30-11 池袋第一生命ビルディング8階
渋谷総合支社	03-3498-3321	東京都渋谷区渋谷3-8-12 渋谷第一生命ビル9階
新宿総合支社	03-3342-0251	東京都新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル26階
立川支社	042-523-2521	東京都立川市柴崎町2-3-6 立川第一生命ビル5階
八王子支社	042-646-5181	東京都八王子市明神町3-20-6 八王子ファーストスクエア5階
都心総合支社	03-5159-4170	東京都中央区京橋3-7-1 相互館110タワー7階
江東営業支社	03-5159-4170 (※)	東京都墨田区江東橋2-19-7 富士ソフトビル6階
横浜総合支社	045-451-7000	神奈川県横浜市神奈川区金港町6-6 横浜みなと第一生命ビル3階
神奈川東部支社	044-540-6520	神奈川県横浜市幸区堀川町580-16 川崎テックセンター4階
町田支社	042-726-3711	東京都町田市森野2-30-14 町田第一生命館1階
厚木支社	046-229-8811	神奈川県厚木市旭町1-24-13 第一伊藤ビル3階
湘南支社	0466-25-1000	神奈川県藤沢市藤沢109-6 湘南NDビル9階
富山支社	076-432-6181	富山県富山市安住町7-14 富山安住町第一生命ビル6階
金沢支社	076-231-2291	石川県金沢市昭和町16-1 ヴィサージュ10階
福井支社	0776-22-5630	福井県福井市大手3-12-20 富田第一生命ビル4階
岐阜支社	058-263-7151	岐阜県岐阜市金宝町1-3 岐阜第一生命ビル5階
三重支社	059-227-1234	三重県津市栄町2-312 津第一生命ビル1階
浜松支社	053-454-2331	静岡県浜松市中区板屋町111-2 浜松アクトタワー16階
名古屋総合支社	052-962-8221	愛知県名古屋市中区錦3-4-6 桜通大津第一生命ビル5階
名古屋西営業支社	052-957-2736	愛知県名古屋市中区新栄町2-13 栄第一生命ビルディング2階
中京総合支社	052-322-1161	愛知県名古屋市中区金山1-12-14 金山総合ビル10階
名古屋東支社	052-712-0871	愛知県名古屋市中区矢田1-3-33 名古屋大曽根第一生命ビル6階
岡崎支社	0564-22-5511	愛知県岡崎市唐沢町11-5 第一生命・三井住友海上岡崎ビル6階
豊橋営業支社	0532-55-8001	愛知県豊橋市広小路3-45-2 豊橋第一生命ビル4階
豊田支社	0565-32-2325	愛知県豊田市喜多町1-140 ギャザ7階
滋賀支社	077-522-2644	滋賀県大津市中央3-1-8 大津第一生命ビルディング5階
京都総合支社	075-221-7951	京都府京都市中京区御池通東洞院西入ル笹屋町435 京都御池第一生命ビル9階
奈良支社	0742-26-2821	奈良県奈良市角振町18 奈良第一生命ビル
和歌山支社	073-423-1261	和歌山県和歌山市六番丁5 和歌山第一生命ビル7階
神戸総合支社	078-332-6551	兵庫県神戸市中央区京町69番地 三宮第一生命ビル4階

事業所名	電話番号	所在地
姫路支社	079-222-1733	兵庫県姫路市白銀町24番地 みなと銀行・第一生命共同ビルディング7階
堺支社	072-221-7031	大阪府堺市堺区中之町西1-1-3 堺第一生命館
大阪東支社	06-6944-7654	大阪府大阪市中央区大手前1-4-12 大阪天満橋ビルディング9階
大阪南支社	06-6214-6210	大阪府大阪市中央区難波2-2-3 御堂筋グランドビル5階
大阪北支社	06-6374-3722	大阪府大阪市北区中崎西2-4-12 梅田センタービル7階
茨木支社	072-633-7741	大阪府茨木市双葉町13-19 第一生命ビル
布施支社	06-6783-1391	大阪府東大阪市長堂3-8-4
鳥取支社	0857-23-7151	鳥取県鳥取市扇町115-1 鳥取駅前第一生命ビル5階
島根支社	0852-26-2200	島根県松江市朝日町498 松江駅前第一生命ビル6階
岡山支社	086-225-4141	岡山県岡山市北区駅前町2-1-1 JR岡山駅第一NKビル
広島総合支社	082-262-0271	広島県広島市南区的場町1-2-21 広島第一生命OSビル10階
福山営業支社	084-924-5211	広島県福山市紅葉町2-36 福山DSビル8階
山口支社	083-223-0311	山口県下関市細江町1-2-10-6階
東四国支社	087-851-0101	香川県高松市寿町2-1-1 高松第一生命ビル新館9階
徳島営業支社	088-622-3034	徳島県徳島市新町橋2-10-1 徳島眉山第一生命ビル6階
松山支社	089-941-0147	愛媛県松山市二番町3-5-5 松山二番町第一生命ビル5階
高知支社	088-823-2555	高知県高知市南はりまや町1-2-2
北九州総合支社	093-541-3281	福岡県北九州市小倉北区米町2-1-2 小倉第一生命ビル7階
北九州西営業支社	050-3781-8090 (※)	福岡県北九州市八幡西区黒崎3-9-22 RISO黒崎駅前ビル2階
福岡総合支社	092-291-8631	福岡県福岡市博多区冷泉町5-35 福岡祇園第一生命ビル11階
久留米支社	0942-39-7111	福岡県久留米市六ツ門町15-1 久留米第一生命ビル1階
佐賀支社	0952-22-2161	佐賀県佐賀市水ヶ江1-2-28 佐賀第一生命ビルディング1階
長崎支社	095-823-8111	長崎県長崎市西坂町2-3 第一生命ビル4階
佐世保営業支社	0956-23-5311	長崎県佐世保市常盤町1-3
熊本支社	096-325-6311	熊本県熊本市中央区新市街11-18 熊本第一生命ビルディング5階
大分支社	097-534-0241	大分県大分市中央町1-1-5 大分第一生命ビル5階
宮崎支社	0985-28-3111	宮崎県宮崎市広島1-18-13 宮崎第一生命ビルディング新館8階
鹿児島支社	099-224-8200	鹿児島県鹿児島市西千石町1-1 西千石第一生命ビル6階
那覇支社	098-867-7333	沖縄県那覇市久茂地2-22-10 那覇第一生命ビル6階

※ お電話でのご照会先は都心総合支社となります。

注. (※) [050] からおかけください。

(13) 保険会社及びその子会社等の概況 (2017年3月31日現在)

■主要な業務の内容及び組織の構成

当社及び子会社等において営まれている主な事業の内容と各子会社等の当該事業における位置付けは次のとおりです。

〈事業の内容〉

①保険事業及び保険関連事業

当社及び当社の子会社等は、主に保険契約の引受け及び保険料の運用等を中心とする生命保険事業とこれらに密接に関連する生命保険関連事業等を行っています。

証券投資事業、不動産投資関連事業、銀行業の資産運用関連事業を行っています。

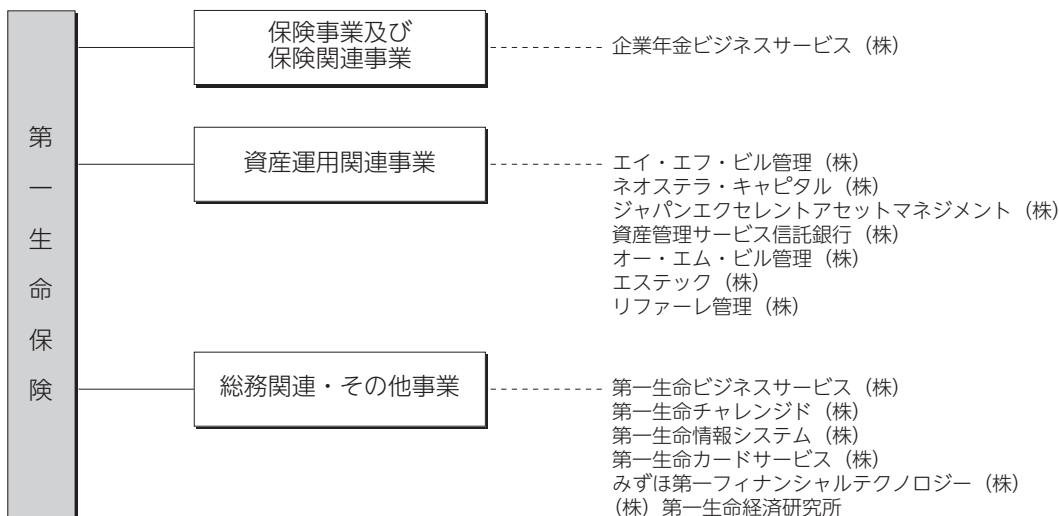
③総務関連・その他事業

当社の子会社等は、総務関連事業、システム開発事業、調査・研究事業等、当社が保険事業を遂行していくうえで必要な事業を行っています。

②資産運用関連事業

当社の子会社等は、国内外において投資運用、有価

〈当社及び当社の子会社等の概要図〉



(注) 1.会社名は主要なものを記載しています。
2.当社の子会社等は、連結及び持分法適用の対象ではありません。

■子会社等における業務の適正の確保

当社は、子会社等の取締役会等による意思決定及び業務執行の監督についてモニタリングを行うことを基本とし、業務執行の状況等を確認しています。また、子会社等の業務の適正を確保する観点から、必要な社規・ルール等を整備するとともに、子会社等に係る内部統制を担当する所管は、必要に応じて業務の状況を取締役会、経営会議等に報告しています。

■子会社等に関する事項

会社名	設立年月日	資本金又は出資金(百万円)	主たる事業の内容	主たる営業所又は事業所の所在地	総株主又は議決権を有する者の割合	総株主又は議決権を有する者のうち子会社等の割合
第一生命ビジネスサービス(株)	1984年4月2日	20	当社印刷業務・保管発送業務の代行	神奈川県足柄上郡大井町上大井131-1 第一生命新大井事業所	100.0%	0.0%
第一生命チャレンジド(株)	2006年8月1日	50	名刺印刷業務・清掃業務・書類発送業務	東京都北区田端6-1-1 田端ASUKAタワー	100.0%	0.0%
第一生命情報システム(株)	1988年4月1日	1,000	コンピュータシステム開発・ソフトウェア開発	東京都府中市日鋼町1-9 第一生命府中ビルディング	97.0%	2.0%
エイ・エフ・ビル管理(株)	1994年9月30日	20	「アクロス福岡」の維持・管理	福岡県福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡	68.0%	0.0%
第一生命カードサービス(株)	1986年4月1日	175	クレジットカードの取扱い及び送金収納代行等に関する業務	東京都中央区京橋2-5-18 京橋創生館	41.7%	53.3%
企業年金ビジネスサービス(株)	2001年10月1日	6,000	企業年金の制度管理業務(契約・加入者・収支の管理事務等)	東京都品川区南大井6-22-7 大森ベルポートE館	49.0%	1.0%
ネオステラ・キャピタル(株)	1989年12月1日	100	未公開株式投資等に関する業務	東京都中央区日本橋1-17-10 新光ビルディング日本橋	40.0%	0.0%
ジャパンエクセレントアセットマネジメント(株)	2005年4月14日	450	投資運用業	東京都港区南青山1-15-9 第45興和ビル	26.0%	10.0%
資産管理サービス信託銀行(株)	2001年1月22日	50,000	マスタートラスト・有価証券資産の管理及び確定拠出年金の資産管理業務	東京都中央区晴海1-8-12 晴海トリトンスクエアZ棟	16.0%	0.0%
みずほ第一フィナンシャルテクノロジー(株)	1998年4月1日	200	金融技術に関する研究、開発、コンサルティング	東京都千代田区麹町2-4-1 麹町大通りビル	30.0%	0.0%
(株)第一生命経済研究所	1997年4月1日	100	内外の経済、金融、産業、社会、文化及び生活設計上の諸問題に関する調査・研究等	東京都千代田区有楽町1-13-1 DNタワー21	0.0%	48.8%
オー・エム・ビル管理(株)	1982年4月2日	20	「オー・エム・ホテル日航ビル」の維持・管理	大阪府大阪市中央区西心斎橋1-3-3 オー・エム・ホテル日航ビル	10.0%	40.0%
エステック(株)	1991年4月6日	20	「エステック情報ビル」の維持・管理	東京都新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル	10.0%	12.0%
リファール管理(株)	1995年11月1日	40	「リファール」の維持・管理	石川県金沢市本町1-5-1	5.0%	44.0%

(注) 当社子会社等の保有議決権の割合は間接議決権を含めた場合の割合です。

なお、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合を含んでいます。

第一生命カードサービス(株)の保有議決権の割合は、2017年4月3日時点の数値です。

経営に関する諸資料

事業の状況

経理の状況

特別勘定の状況

保険会社及びその子会社等の状況

◆指定生命保険業務紛争解決機関について

- ・当社は保険業法第105条の2の規定に基づき、指定生命保険業務紛争解決機関である一般社団法人生命保険協会と金融ADRに関する手続実施基本契約を締結しております。
- ・指定生命保険業務紛争解決機関である一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、生命保険に関する苦情処理手続及び紛争解決手続等の業務を行っております。

詳細は同協会のホームページをご覧ください。
<http://www.seiho.or.jp/contact/index.html>

【生命保険相談所】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階
 電話番号：03-3286-2648
 受付時間：9：00～17：00（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

(注) 金融ADRとは、身の回りで起こる金融分野に関するトラブルを、裁判ではなく、中立・公正な第三者に関わってもらいながら柔軟な解決を図る手続（裁判外紛争解決手続）です。

2.お客さまに向けた取組み

(1) お客さまの声を経営に活かす取組み

当社は、お客さまから寄せられる声を広く収集しています。「保険商品、営業活動、従業員の態度・マナー、事務・制度等に対するお客さまの不満足の原因」は苦情とし、「営業活動、従業員の対応、事務手続き等に対する、お客さまからのお礼やお褒めの言葉」は感謝と捉えています。また、ご意見・ご要望については、「苦情にあたらぬ当社の業務改善に向けたお客さまからのお申出」と受け止めています。

お客さまの声を活かす仕組み

全国からいただく「お客さまの声」を経営に反映させるための仕組みを導入しています。

■「品質諮問委員会」の設置

消費者の視点からご意見をいただくことを目的に、「カスタマー・ファースト専門委員会」の諮問機関として、「品質諮問委員会」を設置しています。

■「消費者モニター制度」の運営

1984年から「消費者モニター制度」を運営しています。全国主要都市での懇談会等を通じて、商品・サービス等についてご意見をいただき、業務改善に反映させています。

■「お客さま懇談会」の開催

全国の支社で定期的に「お客さま懇談会」を開催し、商品・サービス等の改善に向けてお客さまのご意見・ご要望を直接お伺いしています。

■「お客さま満足度調査」の実施

第一生命グループ企業行動原則（DSR憲章）のひとつである「お客さま満足」の達成状況を測るために、お客さま満足度調査を毎年実施しています。

この調査で把握するお客さまの総合満足度は中期経営計画の目標のひとつとしており、「カスタマー・ファースト専門委員会」を中心としたお客さま満足向上のための取組み検討にも役立てています。また調査結果は経営会議及び取締役会に報告しています。

お客さまの声（感謝、苦情、ご意見・ご要望）

■2016年度「お客さまの声（感謝、苦情、ご意見・ご要望）」の受付件数

お客さまの声の分類	件数	占率
お客さまの声	607,433	100.0%
感謝	560,562	92.3%
苦情	43,943	7.2%
ご契約後のお手続きに関するもの	11,167	1.8%
保険金・給付金のお支払いに関するもの	7,000	1.2%
保険契約へのご加入に関するもの	4,083	0.7%
保険料のお払込みに関するもの	2,620	0.4%
その他	19,073	3.1%
ご意見・ご要望	2,928	0.5%

■「お客様の声」から実現した改善事例

	お客さまにとって不便・不満足な事象	改善策・改善結果
ご契約時	公的年金と貯蓄で生活費が十分足りているか不安。老後資金を準備できる商品がほしい。	年金支払開始日前に死亡または解約された場合のお支払額を抑えることで、生きている間の受取額を大きくした、新しい個人年金保険「とんちん年金『ながいき物語』」を発売しました。年金額は加入時に確定するため、着実に老後資金の準備ができます。(2017年4月)
ご契約期間中 お受取時	手続きに必要な「本人確認書類」について、提出するためのコピーを準備することが非常に大変である。	担当者が訪問した際に書類コピーをご準備いただけていない場合について、担当者のパソコン (DL Pad) のフォト機能による撮影画像を「本人確認書類*の写し」として認める取扱いを開始しました。(2016年4月) ※本人確認書類の対象は「運転免許証」、「健康保険証」に限ります。
お受取時	給付金請求時に提出が必要な書類が多い。	入院給付金や手術給付金を「治療内容報告書」(所定の要件を満たすとき、診断書の代わりにお客さまご自身に記入いただく書類)で請求頂く際、病院発行の「領収書コピー」(入院給付金の場合)や「診療明細書コピー」(手術給付金の場合)をあわせて提出いただくことで簡便な請求手続きを可能にしました。(2016年9月)

経営に関する諸資料

事業の状況

経理の状況

特別勘定の状況

保険会社及びその子会社等の状況

(2) ご加入時のお客さまのライフスタイルに適した均一かつ高品質なコンサルティング

昨今の社会環境の変化やライフスタイル、価値観の多様化を踏まえ、営業・業務用携帯パソコン「DL Pad」を導入し、関連する社会保障制度や税制等の情報提供を充実させるとともに、より一層お客さまのお役に立てるコンサルティングに努めています。

■営業・業務用携帯パソコン「DL Pad (ディーエル・パッド)」

約4万5,000名の生涯設計デザイナーを中心に営業・業務用携帯パソコン「DL Pad」を導入し、高品質なコンサルティング・サービスの提供に努めています。

DL Padは、高速通信機能を備えた携帯性の高いスレート(タブレット)型を採用しています。これにより、生命保険のご提案や、ご加入も含めた様々なお手続きをスピーディーに行うことができます。さらに、生命保険に関連する健康・医療や社会保障制度や、ご加入後のサービス等の幅広い情報を、イラストや動画の解説を用いてご案内する機能を付帯する等、お客さまが求めている情報をわかりやすく丁寧にお伝えすることができます。

また、お客さまが求めるライフプランにあわせた収支のシミュレーションや公的年金の試算ができる等、お一人おひとりに合わせた情報提供が可能です。



DL Pad (ディーエル・パッド)

(登) C17P0074 (2017.7.10) ⑤

(3) お客さまへの情報提供の充実

当社では、ご契約のお申込み時に、「重要事項説明書(注意喚起情報)」、「ご契約のしおりー約款」等をお渡しし、重要事項やお支払いに関する情報を提供することで、ご加入いただく保険についてお客さまのご理解・ご納得を高める取り組みを進めています。

■ご契約お申込み時の情報提供の充実

お申込みにあたって特にご注意ください「重要事項」をわかりやすくご理解いただく取り組みを行っています。

具体的には、簡潔にまとめた重要事項の概要を生涯設計デザイナーが1項目ずつお客さまにご説明し、ご理解いただけたか確認します。また、営業・業務用携帯パソコン「DL Pad」で、音声ガイド付きアニメーションとともに重要事項の説明をご覧いただく等、わかりやすくお伝えする工夫も行っていきます。このほか、お申込み時にお渡しする重要事項説明書(注意喚起情報)冊子には、保険金等の請求手続きや支払事例集も記載し、お申込みの段階から保険金等のお支払いに関する情報提供を充実させています。

また、DVD-ROMに収録した「ご契約のしおりー約款」や重要事項説明書(注意喚起情報)冊子が同封され、保険証券等のご加入後の通知物を一元管理できる「生涯設計サポートファイル」を、お申込み時にすべてのご契約者にお渡ししています。

なお、「ご契約のしおりー約款」は、当社ホームページでも永続的に掲載しています。これにより、長期にわたる保険契約において、ご契約者さまだけでなく、被保険者・受取人等の方々においても、保障内容や支払事由、お手続き方法等の保険契約に関わる重要な情報をいつでもご確認いただくことができます。

(4) お客さまのニーズにあった商品開発

主な新商品 (直近2事業年度における発売商品)

■「なでしこエール」発売 (2016年1月)

特約「レディエールモア」をセットした女性向け医療保険「なでしこエール」を発表しました。

「なでしこエール」は乳がん、子宮がんをはじめ女性特有の病気による手術に備えるとともに、3大疾病の場合等に以後の保険料払込が免除となる等幅広い保障を組み込んだ終身医療保険です。

■「TOP PLAN エクシードU」発売 (2016年9月)

経営者の介護等のリスクに年金で備えることができる法人向けの保険として「TOP PLAN エクシードU」を発売しました。

「TOP PLAN エクシードU」は要介護状態等により経営に携われなくなった場合に備えながら、事業資金や退職慰労金等の確保にご活用いただける保険です。

■とんちん年金「ながいき物語」発売 (2017年4月)

人生100年時代の到来に向け、ますます長くなるセカンドライフを安心してお過ごしいただくために、「とんちん年金『ながいき物語』」を発売しました。

「とんちん年金『ながいき物語』」は、トンチン性(※)を高めることで年金額を大きくした、“長生き”のための新しい個人年金保険です。

(※) トンチンとは、17世紀のイタリア人銀行家のロレンツォ・トンティが考案した制度に由来するもので、死亡時のお支払額を抑えることで、その分生きている他の加入者の年金額を大きくする仕組みのことです。

■商品一覧 (2017年6月現在)

個人向け商品一覧

ご契約目的	販売名称 (保険種類)	分類
責任が重い時期のための大きな保障	ブライトWay [5年ごと配当付終身保険]	終身保険
お子さまの入院や手術等の保障	ブライトWayジュニア [5年ごと配当付終身保険]	
医療保障	メディカルエール (定期型) [無配当定期医療保険]	定期医療保険
一生涯の医療保障	メディカルエール (終身型) [無配当終身医療保険]	終身医療保険
	なでしこエール [無配当終身医療保険]	
一生涯の介護保障	クレストWay [5年ごと配当付介護年金保険 (解約返還金なし型)]	終身介護年金
一生涯の死亡保障	悠悠保険U [5年ごと配当付終身保険]	終身保険
	エスコートU [5年ごと配当付終身保険]	
	TIME・U [5年ごと配当付終身保険]	
豊かな老後資金準備	積立年金「しあわせ物語」 [5年ごと配当付個人年金保険]	個人年金保険
	とんちん年金「ながいき物語」 [5年ごと配当付生存保障重視型個人年金保険]	
死亡保障のある財産作り	養老保険U [5年ごと配当付養老保険]	養老保険
保障と各種資金準備	Skip・U [5年ごと配当付生存給付金付定期保険]	生存給付金付定期保険
	なないうSkip [5年ごと配当付生存給付金付定期保険]	
お手頃な保険料の死亡保障	Top Plan サクセスU (EX99) [5年ごと配当付定期保険]	定期保険
	Top Plan マジェスティU (α) [5年ごと配当付通増定期保険]	
介護・身体障害保障 (経営者向け)	Top Plan エクシードU [5年ごと配当付生活障害年金定期保険]	生活障害年金
お子さまの教育等の資金準備	こども応援団 [5年ごと配当付こども学資保険 (2014)]	こども学資保険
	Mickey [5年ごと配当付こども学資保険 (2014)]	
3大疾病・死亡保障	シールドU [5年ごと配当付特定疾病保障定期保険]	特定疾病保障保険

法人向け商品一覧

ご契約の目的	法人における制度	対応する保険商品等	主な保険料負担者
万一の場合の生活保障	弔慰金・死亡退職金・法定外労災補償等制度	総合福祉団体定期保険	法人
	休業補償制度	団体就業不能保障保険	法人
	死亡保障制度	団体定期保険	従業員
	医療保障制度	医療保障保険（団体型） 新医療保障保険（団体型）	従業員 従業員
	住宅資金貸付制度	団体信用生命保険	法人
住宅・教育資金づくり	住宅資金積立制度	財形住宅貯蓄積立保険	従業員
	使途自由な資金積立制度	勤労者財産形成貯蓄積立保険	従業員
		確定給付企業年金保険	法人
老後の生活保障	退職金・退職年金制度	厚生年金基金保険	法人
		確定拠出年金（企業型）	法人
		確定拠出年金（個人型）*	従業員
	老後資金準備制度	拠出型企業年金保険	従業員
		財形年金積立保険	従業員

※ 企業等にお勤めされている方だけでなく、基本的に20歳以上60歳未満のすべての方にご加入いただけます。

法人向け損害保険商品（損害保険ジャパン日本興亜(株)の商品を提供）

目的	対応する商品
福利厚生	傷害総合保険、労働災害総合保険、団体長期障害所得補償保険、【off】企業パッケージ
事業リスク	一般自動車保険、企業総合補償保険、物流総合保険、外航貨物海上保険、企業総合賠償責任保険

（注）記載の内容は概要です。詳しくはそれぞれのパンフレットやご提案書等をご覧ください。

特約一覧

販売名称〔保険種類〕	特長
保険料払込免除特約（H25）	3大疾病（所定のがん、急性心筋梗塞、脳卒中）による所定の状態、所定の身体障害状態、または所定の要介護状態になられた場合に、以後の保険料のお払い込みが必要なくなります。
特定状態保障定期保険特約<アシストセブン>	万一の場合の保障のほか、3大疾病（所定のがん、急性心筋梗塞、脳卒中）による所定の状態、所定の身体障害状態、または所定の要介護状態になられた場合に保険金をお支払いします。
特定状態充実保障付死亡保障特約<アシストセブンプラス>	特定状態定期保険特約の保険金をお支払いする場合に加え、上皮内がん等と診断されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中により入院されたとき、身体障害者福祉法にもとづき障害の級別が1級から4級までである身体障害者手帳の交付を受けられたとき、公的介護保険制度における要介護認定において要介護1との認定を受けられたときに保険金をお支払いします。
特定状態収入保障特約<インカムサポート>	3大疾病（所定のがん、急性心筋梗塞、脳卒中）による所定の状態、所定の身体障害状態、または所定の要介護状態になられた場合に、毎年、ご生存の限り、所定の期間年金をお支払いします。
特定疾病保障定期（終身）保険特約<シールド特約>	万一の場合の保障のほか、3大疾病（所定のがん、急性心筋梗塞、脳卒中）にかかり、所定の状態になられた場合に保険金をお支払いします。
指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約<シールドプラス特約>	特定疾病保障定期（終身）保険特約の保険金をお支払いする場合に加え、上皮内がん等と診断されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中により入院されたときに保険金をお支払いします。
リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断されたとき、主契約の死亡保険金の一部もしくは全部を特定状態保険金としてお支払いします。特定状態保険金額は、請求時に指定していただく指定保険金額から6か月分の利息相当額と保険料の原価を差し引いた金額となります。（この特約のための特約保険料は必要ありません。）
定期保険特約	特約の保険期間中に死亡された場合、または所定の高度障害状態になった場合、特約死亡（高度障害）保険金をお支払いします。保険期間を10・15・20年間で設定する更新型と、主契約の保険料払込期間と同一とする全期型があります。
逓減定期保険特約	特約の保険期間中に死亡された場合、または所定の高度障害状態になった場合、特約死亡（高度障害）保険金をお支払いします。保険期間は10年間で設定する更新型のみで、保険金額は毎年5%ずつ逓減します。
遺族収入保障特約	特約の保険期間中に死亡された場合、または所定の高度障害状態になった場合に、そのときから特約保険期間の満了まで、毎年、特約遺族（高度障害）年金をお支払いします。特約保険期間満了時まで遺族年金・高度障害年金が支払われずに生存されているときは、特約満期給付金をお支払いします。
年金払定期保険特約	特約の保険期間中に死亡された場合、または所定の高度障害状態になった場合、特約遺族（高度障害）年金をお支払いします。年金の支払回数は5回・10回・15回から選択できます。
養老保険特約	特約の保険期間満了時に生存している場合には特約満期保険金を、保険期間中に死亡された場合、または所定の高度障害状態になった場合には特約死亡（高度障害）保険金をお支払いします。この特約は中途付加専用特約です。
終身保険特約	死亡・高度障害を一生涯保障する特約です。この特約を付加することにより一生涯保障を充実させることができます。この特約は中途付加専用特約です。
新総合医療特約D（H22）<医のいちばんNEO>	病気やケガで1日以上入院された場合、入院日数に応じて入院給付金をお支払いします。公的医療保険の対象となる手術と連動した1,000種類以上の手術または先進医療（※1）に該当する手術を受けられたとき、外来手術なら入院給付金日額の5倍、入院中の手術なら20倍を手術給付金としてお支払いします。放射線治療を受けられたときは入院給付金日額の10倍を放射線治療給付金としてお支払いします。
こども新総合医療特約D（H22）<こども医のいちばんNEO>	新総合医療特約D（H22）については、骨髄ドナー（提供者）として所定の骨髄幹細胞または末梢血管細胞の採取術を受けられたときは入院給付金日額の20倍を骨髄ドナー給付金としてお支払いします。 ※1 お支払い対象となる先進医療は、療養を受けた時点において所定の要件を満たすものに限るため、医療行為機関等によっては、給付金をお支払いできないことがあります。
入院一時給付特約D	病気やケガで1日以上入院された場合、入院一時給付金をお支払いします。

販売名称〔保険種類〕	特長
8大生活習慣病入院特約D	糖尿病や高血圧性疾患等の所定の生活習慣病により1日以上入院された場合、入院日数に応じて入院給付金をお支払いします。
女性特定疾病入院特約D (H22)	女性専用の特約で、乳がん等の所定の病気に1日以上入院された場合、入院日数に応じて入院給付金をお支払いします。
先進医療特約	病気またはケガにより先進医療(※2)を受けられたときに先進医療給付金、先進医療一時給付金をお支払いします。 ※2 お支払い対象となる先進医療は、療養を受けた時点において所定の要件を満たすものに限るため、医療行為・症状・医療機関等によっては、給付金をお支払いできないことがあります。
女性特定治療特約(2015) <レディースルモア>	乳房、子宮または子宮付属器(卵巣または卵管をいいます。)の所定の手術を受けたとき、及び、その手術を受けた乳房について乳房再建手術を受けたときに給付金をお支払いします。
傷害特約D 傷害特約D(5年ごと配当付 こども学資保険用)	不慮の事故や所定の感染症で死亡された場合には災害保険金を、不慮の事故により所定の身体障害状態になった場合には災害保険金の1~10割を障害給付金としてお支払いします。
災害割増特約D	不慮の事故や所定の感染症で死亡された場合または所定の高度障害状態になった場合に、災害割増保険金をお支払いします。
特定損傷特約D<アクセル>	不慮の事故により180日以内に「骨折」、「関節脱臼」、「腱の断裂」の治療を受けたとき、特定損傷給付金をお支払いします。
指定代理請求特約	被保険者ご本人が保険金等を請求できない特別な事情があるときに、ご本人に代わってご家族が保険金等を請求できます。(この特約のための特約保険料は必要ありません。)
個人年金保険料税制適格特約 (S60)	個人年金保険の専用の特約で、個人年金保険料控除が受けられます。(この特約のための特約保険料は必要ありません。)

(注) 1.特約によって付加条件が異なります。

2.この資料は商品(特約)の概要を説明したものであり、契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。また上記は主契約に付加して契約いただきますので、単独でご加入いただくことはできません。検討にあたっては専用のパンフレット及び「保障設計書(契約概要)」等所定の資料を必ずお読みください。また、契約の際には「重要事項説明書(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり」[約款]を必ずお読みください。

(登) C17P0074 (2017.7.10) ⑤

(5) 従業員の育成支援体制

当社には、約4万5,000名の生涯設計デザイナーをはじめ、様々な役割を担う従業員が存在します。

それぞれの従業員が、自らをスキルアップさせ、一段高い「価値」を提供できるよう、充実した育成支援体制を整えています。

生涯設計デザイナー・代理店

■ 研修制度（5年間育成フォロー体制）

入社後5年間を育成期間と位置付け、経営理念である「お客さま第一主義」に沿ったコンサルティングや高品質のサービスを提供するために、高度なスキルと豊富な知識を兼ね備えた、生涯設計デザイナーの育成に取り組んでいます。

特に入社後3ヶ月間は、生命保険だけでなく社会保障・税務等の幅広い知識や営業活動の基本的スキル、更にはお客さま対応を行ううえで重要な知識を集中的に習得します。

その後も専門スタッフによる研修や営業指導者層によるOJTも含めた日常教育、eラーニングや映像教材等を活用した育成プログラムを導入し、個人の育成状況に応じた進捗確認や、ステップアップを目指す層別研修等、長期にわたり実践的かつ実効性のある育成体制を構築しています。

■ 総合営業職の教育カリキュラム

総合営業職は、企業や官公庁等の職場（職域市場）におけるコンサルティング営業に特化している新卒入社の生涯設計デザイナーの呼称です。

総合営業職は、高度・多様化するお客さまのニーズに的確にお応えすべく商品・社会保障制度・税務・医療・団体保険等企業福利厚生・金融リテラシーに関する知識の習得を必須とし、コミュニケーションスキル向上研修・年次別本社集合研修・担当企業（職種）別研修等の研修制度を通じ、より質の高いコンサルティングとサービスの提供を可能とする教育カリキュラムで運営しています。

■ ファイナンシャルプランナー（相続コンサルタント）による育成・支援

国内では高齢化社会の進展もあり、相続対策のニーズが高まっています。そこで、当社では、お客さまに一層充実したコンサルティングを行うべく、相続に必要な手続き等の実務知識に加え、税務全般や法制度等の知識を習得した「ファイナンシャルプランナー（相続コンサルタント）」を2014年度より全国に配置しています。

死亡保険金のご請求ならびに相続発生に伴う公的手続きのご案内のためのお客さまへの訪問や、生前贈与ニーズへの対応等相続に関する社内研修の実施を通じて、生涯設計デザイナーを育成、支援しています。

■ 保険代理店に対する取組み

当社は、様々な代理店のニーズに応じて、生命保険知識だけでなく金融周辺知識を網羅した研修体系を設けています。この研修で代理店の知識向上を図り、高度なコンサルティングセールスを目指します。

また、インターネットを活用した代理店営業支援システム（DIAS）により、高度なコンサルティングに向けた教育、ならびにタイムリーな情報の提供を行っています。

■ 代理店に対する研修体系

導入研修	業務委託説明会	●代理店業務の概要	●当社の会社概要	等				
	登録前研修	●生命保険の仕組み	●商品知識	●生命保険の募集に関する法律	等			
	登録後研修	●販売契約実務の習得	●代理店の責務と正しい募集活動	●約款概要確認	等			
スキルアップ研修	生命保険研修	●生涯設計コンサルティング	●退職金コンサルティング	●実践ロールプレイング	●経営者向けコンサルティング	●コンプライアンス研修	●事例研究	等

内勤職

第一生命グループにとって最も重要な経営資源は「人財」であり、グループを挙げた持続的価値創造の実現に向けては、あらゆる分野で従業員一人ひとりの人財力を高めていく必要があります。

当社では「プロフェッショナル&チームワーク」を人財育成方針の最上位概念とし、プロフェッショナル＝「自律心と向上心を持ち、積極的に挑戦・変革し、持続的に価値創造し続けることができる人財」、チームワーク＝「多様な個性を互いに包摂・共感し、周囲を巻き込み・鼓舞しながら、共に成長することができる人財」となることで、従業員一人ひとりが個人・組織の生産性を向上させるとともに、全従業員が「健康で生き生きワクワクと働く」グループ会社の実現を目指します。

■「プロフェッショナル」に向けた取組み

環境が劇的かつグローバルに変化する「大変革の時代」の到来に向けて、「組織・個人の生産性」の従来とは異なる次元での向上と、全従業員が健康で生き活きと前向きに働ける職場環境の構築に取り組むことが不可欠であるとの考えから、会社として「働き方改革（ワーク・スマート）」を成長戦略として位置付けました。

その実現に向けては、限られた投入資源に対して、どれだけの成果が得られたかという視点が重要であり、まずは業務全般を抜本的に見直すことによって創出した時間を、付加価値創造等に再配分することで成果を増大させ、生産性向上につなげていきます。

■「チームワーク」に向けた取組み

当社では経営資源である「人財」の育成に対して全社を挙げて取り組んでいます。

組織のコミュニケーションを活性化させ、個性を活かし育てるマネジメント層の「活人力」、自ら考え、自分ごと化し、挑戦する従業員一人ひとりの「自発力」の強化を目的に研修等人財育成策を実施しています。

3.経営管理体制

コーポレートガバナンス体制

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、お客さま、社会、従業員等のマルチステークホルダーからの負託に応え、その持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、経営の監督と業務執行のバランスを取りつつ、透明・公平かつ迅速・果敢な意思決定を行うことを目的として、コーポレートガバナンス体制を構築します。

経営管理

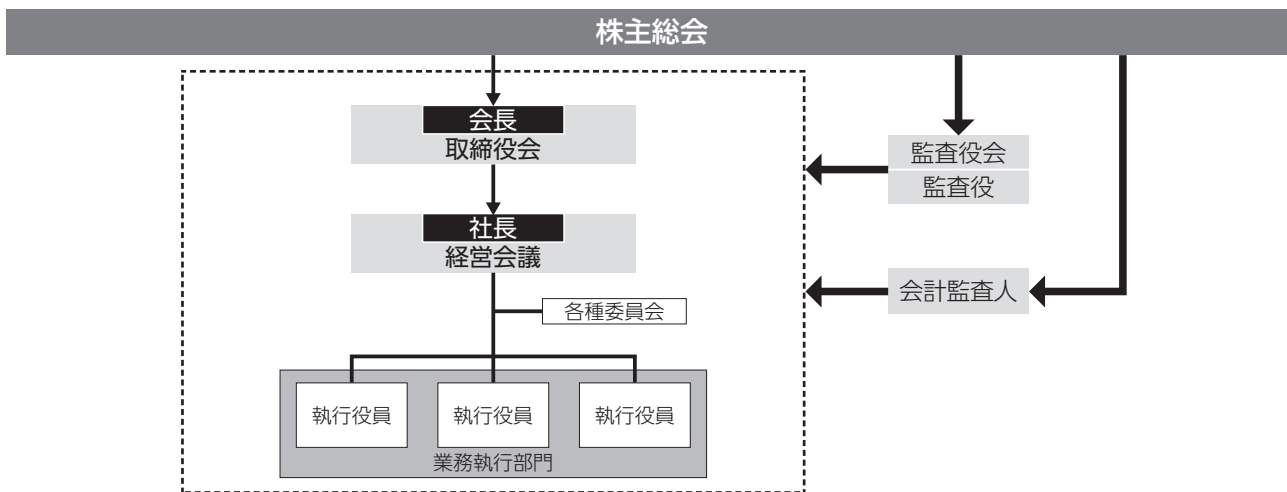
取締役会及び執行役員制度

当社は、取締役会において、法令、定款及び当社関連規程の定めるところにより、経営戦略、経営計画その他当社の経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行うとともに、監査役会設置会社として、取締役会から独立した監査役及び監査役会により、職務執行状況等の監査を実施しています。取締役会は、取締役に求められる義務を履行可能な者の中で、様々な知識、経験、能力を有

する者により構成し、社外の企業経営者や学識経験者等、豊富な経験及び見識を有する者による意見を当社の経営方針に適切に反映させるため、社外取締役を複数名選定することとしています。2017年6月末現在、取締役は15名（うち社外取締役3名、女性1名）となっています。

経営の意思決定及び監督と、業務執行とを分離し、業務執行に係る迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を導入しており、執行役員は、取締役会が選任し、取締役会が定める分担に従って業務を執行します。また、社長及び社長の指名する執行役員で構成する経営会議を原則月2回開催し、経営上の重要事項及び重要な業務執行の審議を行っています。2017年6月末現在、執行役員は32名（うち取締役との兼務者9名、女性2名）となっています。

■経営管理体制



監査役

監査役は、取締役の職務の執行について、実効性の確認及び評価を行い、監査を行います。そのために、経営の方針及び事業の計画ならびにそれらの遂行状況の適切性、内部統制システムの構築及び運用状況の適切性等について確認を行います。実効性の確認・評価等を行うために、内部監査・内部統制部門に対する報告の指示、重要な会議への出席、取締役及び使用人等への意見聴取、

重要な書類の閲覧等を行う等、必要な情報を収集いたします。また、監査役会では、監査に関する重要な事項について協議を行います。そのために、監査役は、財務・会計に関する適切な知見を有する者を含むこととし、2017年6月末現在、監査役は5名（うち社外監査役3名）となっています。

なお、独立性確保の観点から、在任期間の上限を12年としています。

4.内部統制体制

(1) 内部統制体制

内部統制に関する基本的な考え方

当社は、当社及び子会社等からなる企業グループの業務の適正確保及び企業価値の維持と創造を図り、もって生命保険会社としての社会的責任の履行に資することを目的に、「内部統制基本方針」の下、内部統制体制の整備及び運営を行います。

内部統制システムの整備状況

当社は、内部統制に関する基本的な考え方や取組方針を「内部統制基本方針」として制定しています。

また、当社では、内部統制の実効性を高めるためすべての業務において「内部統制セルフ・アセスメント(CSA)」を実施しています。「CSA」では、業務ごとに主要なリスクを洗い出し、リスクが発生した場合のお客さまへの影響や損失の大きさ等の視点でその重要性を評価し、さらにリスク発生の防止体制を評価することにより、リスクの状況を把握します。この「CSA」の取組みについては、当社のみならず子会社や関連会社等でも推進しており、当社グループ全体のリスクの把握・抑制、及び業務改善に努めています。

■内部統制基本方針

1. 法令・定款等を遵守し、社会的規範、市場ルールに則った事業活動を行うこと
2. 保険募集に関する法令等の遵守を確保し、適正な保険募集管理を行うこと
3. 顧客情報、株主情報、重要事実、限定情報等の情報資産を適切に保護管理すること
4. リスクの特性に応じた実効性のあるリスク管理を行うこと
5. 反社会的勢力との関係を遮断し被害防止を図ること
6. 子会社等における業務の適正を確保すること
7. 財務報告の信頼性を確保し、適時適切な開示を行うこと
8. 内部監査により内部統制等の適切性、有効性を検証すること

コンプライアンス（法令等遵守）

■基本認識

当社は、法令・定款等を遵守し、社会的規範、市場ルールに従うことが事業活動を行う上での大前提であると認識しています。当社では、生命保険会社の社会的責任及び公共的使命を果たすため、保険営業、資産運用その他すべての事業運営においてコンプライアンスを推進していく態勢整備を行っています。

■コンプライアンスに関する方針・規程等

「内部統制基本方針」の下、コンプライアンス態勢の整備や推進に関する基本的考え方や細目を定めた「コンプライアンス規程」等の各種基本方針・規程を制定しています。また、第一生命グループの企業行動原則である「DSR憲章」や当社の経営基本方針に基づき、役員・従業員個人の行動原則を定めた「行動規範」を制定しています。コンプライアンス推進に関する社内ルールや、各種法令等の解説や業務遂行上の留意点等は「コンプライアンスマニュアル」に掲載し、全役員・全従業員に提供した上で各種研修等を通じて周知・徹底しています。なお、重要な規程やマニュアルは、コンプライアンス委員会で事前協議の上、経営会議で審議、取締役会で決定しています。

■コンプライアンスに関する組織体制

コンプライアンスに関する重要事項は、コンプライアンス委員会で協議し、経営会議や社長、取締役会に諮る体制としています。また、コンプライアンス統括部は、全社的なコンプライアンス態勢の整備・推進を実施しています。さらに保険募集に直接携わる支社に対するコンプライアンス推進・保険募集管理は、コンプライアンス統括部とDSR品質推進部の協働体制にて運営し、DSR品質推進部にて支社に対する直接指導・支援をしています。コンプライアンス統括部には、本社各部のコンプライアンス推進を直接支援するコンプライアンス・オフィサーを、DSR品質推進部には各支社のコンプライアンス推進を含めたお客さま視点でのさらなる業務品質の向上を直接指導・支援する品質オフィサーを配置しています。これらの担当者が各組織の所属長である法令等遵守責任者と連携し、コンプライアンス・保険募集管理の推進に取り組んでいます。

各組織で発生したコンプライアンスに関する重要事項は、法令等遵守責任者を通じてコンプライアンス統括部に報告され、会社として適切に対応・解決を図る態勢としています。さらに各従業員が直接通報・相談する体制として、公益通報者保護法に対応した相談窓口を社内

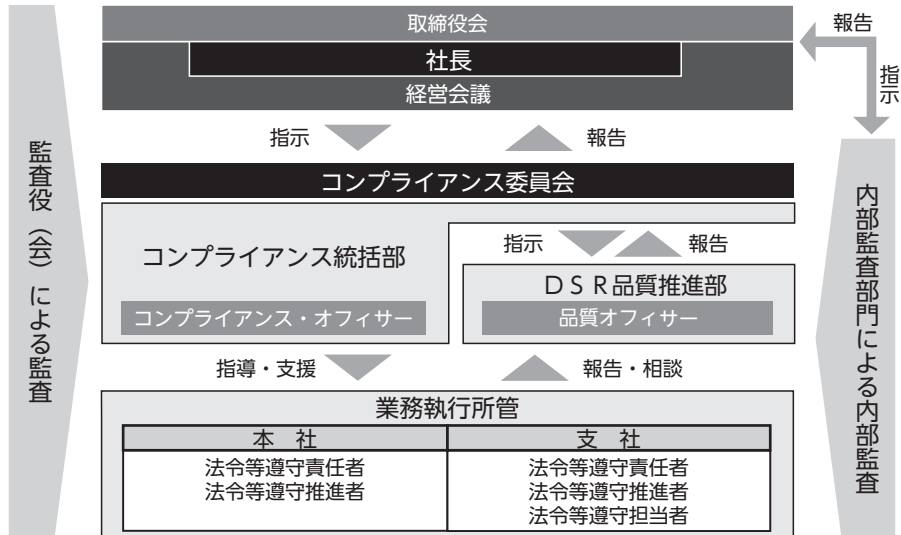
(コンプライアンス統括部内)・社外(社外弁護士事務所)に設置しており、正当な通報者もしくは相談者が、通報・相談したことを理由として不利益な取扱いを受けることのないよう、プライバシーを尊重した運営を徹底しています。

こうしたコンプライアンス推進に関する有効性・適切

性は、内部監査部が定期的に内部監査を実施し、検証しています。

なお、第一生命グループ全体として認識すべきコンプライアンスに関する重要な事項等は、コンプライアンス統括部を通じて第一生命ホールディングスに適宜報告を行っています。

■コンプライアンスに関する組織体制



■コンプライアンスの推進

コンプライアンス推進に関わる具体的な実践計画は、年度毎の取組み課題に応じた「コンプライアンス・プログラム」として毎年取締役会で決定し、各組織にて確実な遂行に努めています。これに加え、この「コンプライアンス・プログラム」及び業務内容等を踏まえ、各組織単位でコンプライアンスに関する重点取組み課題を策定し、年間を通じて推進しています。コンプライアンス統括部は、これらを定期的にモニタリングし、適宜フォローを行っています。また、コンプライアンス委員会等

で、各組織での取組み状況等を定期的に検証し、適宜課題の見直しの指示を行う等、経営層を主体としてPDCAを実践することによりコンプライアンスを推進しています。主要課題の取組みについて実効性を向上させるため、仕組みの変革・高度化、知識教育に加えコンプライアンス意識向上に関する教育・研修の充実を図っています。

また、本社部長及び支社長からは、半期ごとに社長あて「コンプライアンス推進に関する確認書」の提出を受け、経営レベルでフォローすることによって、より実効性を高めています。

(2) 第一生命の勧誘方針

【基本方針】

- 当社は、1902年（明治35年）以来受け継いできた「お客様第一主義『一生涯のパートナー』」をさらに追求するため、お客様のライフステージの変化や多様なニーズにお応えする提案と商品・サービスを提供する「生涯設計」の推進に取り組みます。
- 当社は、お客様からの信頼にお応えしていくため、法令及び社会的規範、各種ルール、社規等を遵守した適切な勧誘を行います。
- 適切な勧誘・提案について
 - 上記「基本方針」に基づき、お客様の年齢や収入・資産、ご家族の加入状況等を考慮し、「生涯設計」の考え方に則って勧誘・提案をいたします。
 - 「ご契約時」、「ご契約期間中」、「お支払い時」のどの段階においても、ご契約内容についてお客様の知りたいこと、重要なことを分かりやすくご説明いたします。
 - お客様への訪問・電話連絡等に当たっては、時間帯等ご都合に配慮した適切な勧誘活動を行います。
 - 保険商品の提案を行う際には、お客様のご意向を把握したうえで、ご意向に沿った商品を提案いたします。また、「保障設計書（契約概要）」、「重要事項説明書（注意喚起情報）」等を活用・手交して、お客様に商品内容を正しくご理解いただけるようにいたします。
 - お申し込みをいただく際に、お申し込みをされる保険商品及び保険料・保障内容等について、お客様のご意向に合致していることを再確認させていただき、お客様の最終的なご意向に沿った商品にご加入いただけるようにいたします。また、お客様が保険契約の内容等について、ご理解されていない場合や誤解されている場合には、より分かりやすい説明及び誤解の解消に努めます。
 - 特に未成年者の方を被保険者とする生命保険契約については、モラルリスクを排除する観点から、ご契約内容の確認を行うとともに、適切な勧誘に努めます。

- 特にご高齢のお客様に対しては、説明の内容を十分にご理解いただけるよう、より丁寧に分かりやすくご説明・対応いたします。
- 外貨建保険・変額年金保険・投資信託等の投資性商品について
 - ・外貨建保険・変額年金保険・投資信託等の投資性商品については、お客様の年齢や収入・資産、ご家族の加入状況、投資経験、投資性商品に対する知識、ご加入目的等を踏まえ、お客様に適した商品を提案いたします。
 - ・特に市場リスク等重要な事項については、お客様に確実に理解していただくために説明書面をお渡しするとともに、お客様の知識、投資経験、収入・資産等の状況、及び当該商品のご加入目的等を踏まえ、十分な説明をいたします。
- 生命保険・損害保険・投資信託その他金融商品の取扱いを明確に区分し、適切な勧誘・提案を行うことにより、商品及び引受保険会社についての誤認等を招くことがないようにいたします。

●従業員の教育・育成について

- お客様の多様なニーズにお応えするため、生涯設計提案を推進する知識・スキルを備えた人財の育成に努めます。
- 従業員に対し、生命保険協会の「継続教育制度」を踏まえ、高いコンプライアンス意識の醸成と、適切な勧誘・提案が行われるための研修を継続的に実施しています。
- 高度なコンサルティング力を醸成するため、FP資格取得を推進しています。
- 投資性商品の提案にあたる従業員については、所定の資格取得に加え、販売有資格者になるために当社で設けた販売要件取得を義務づけています。

●個人情報の保護について

- 業務上知り得たお客様に関する情報については、当社で定めた個人情報保護方針に則り、厳格な管理の下、適切に取り扱います。

(3) 重要事項の説明と本人確認の徹底

個人保険分野

新契約については、1999年4月より、契約締結時・診査時における本人確認、ご契約者・被保険者に対する重要事項の説明について対応を図っています。2006年4月には、「ご契約のお申込みにあたって」の改訂を行い、新たに「重要事項説明書（注意喚起情報）」として重要事項等の説明について充実を図り、お客様にお渡ししています。2016年3月からは、お客様のご意向を把握したうえでご意向に沿った商品を提案し、お申し込みをいただく際に「お客様のご意向確認書」にてお客様のご意向に合致していることを再確認いただき、お客様の最終的なご意向に沿った商品にご加入いただけるようにしました。なお、2014年9月からは、保険のご説

明からご加入手続きをわかりやすく利便性の高いものとするため、法人契約等を除き、第一生命の携帯端末『DL Pad』にてペーパーレスでご加入手続きを実施いただけるよう変更しました。

●契約締結時における本人確認について

生涯設計デザイナーがご契約者及び被保険者の自宅もしくは勤務先に訪問のうえ本人確認を行います。自宅・勤務先への訪問による本人確認ができない場合は、写真付証明書等による確認を行います。

ご契約者が法人の場合は、法人の存在・事業活動について役職者が書類（企業名鑑・法人登記簿謄本等）や法人訪問による、社屋・看板・社名表示の有無の確認ならびに従業員の実在確認により事業活動の実態を確認して

います。

医師による診査時又は生命保険面接士による面接時に、写真付証明書（運転免許証・パスポート・写真付社員証・写真付学生証等）による被保険者本人の確認を行っています。

●ご契約者に対する重要事項の説明について

新契約のご加入に際して、「保障設計書（契約概要）」、「ご確認いただきたい特に重要な事項をまとめた「重要事項説明書（注意喚起情報）」、「ご契約内容とその詳細説明を記載した「ご契約のしおり-約款」を、お申込みまでの間に手交し、契約の概要や重要事項の説明をするとともに、お申込み前にはお申込みされようとする保険商品がニーズに合致しているかをお客さまご自身でご確認いただいています。また、「保障設計書（契約概要）」、「重要事項説明書（注意喚起情報）」、「ご契約のしおり-約款」が確実に手交されたことを確認するため、重要書類の受領確認を実施しております。

このほか、転換等（下取り制度）を利用する場合には、すでにご加入済みの契約と新たにご加入する契約の内容を対比させたいうで、重要事項の説明を行うと同時に、保障見直しの諸制度についてもご確認いただいています。

●被保険者に対する重要事項の説明について

申込手続き時に、生涯設計デザイナーが被保険者に契約内容の説明を行うとともに同意の確認を行い、ご署名をいただいています。加えて契約者と被保険者が別人の契約については、生涯設計デザイナーが申込手続き時「契約内容説明書兼被保険者同意確認書（被保険者様控）」を被保険者に手交しています。

●名義変更時の本人確認について

名義変更の手続きにおいては、現ご契約者・新ご契約者・被保険者それぞれについて、運転免許証等の写しをご提出いただくことで本人確認を行っています。

●その他の取扱いについて

1999年4月2日以降のご契約で請求者が法人であり、従業員（社長・役員を除く）を被保険者とするご契約において、死亡保険金・高度障害保険金をお支払いする場合には、ご遺族又は被保険者の了知を確認（「法人契約・事業主契約保険金請求内容確認書」を団体経由でご遺族又は被保険者に記入していただき、団体から提出していただきます）することとしています。

団体保険分野

●ご契約者である企業等の実在・事業活動確認について

新契約時及び名義変更時（企業の吸収合併等にもなうご契約者変更時）において、役職者の訪問や公的書類の取付け等により、企業の実在・事業活動の確認を行っています。

●ご契約者・被保険者への重要事項の説明について

ご契約者への重要事項の説明については、契約締結にあたって、「ご契約のしおり-約款」により説明するとともに、お申込みをいただくまでの間に、「ご契約のしお

り-約款」を手交し申込書に受領印をいただいています。

被保険者への重要事項の説明については、企業拠出型商品の場合、被保険者同意の確認の際にご契約者が従業員に配付する「お知らせ文書」に「引受保険会社からのお知らせ」として掲載いただき、各被保険者に周知いただいています。一方、従業員拠出型商品の場合、加入勧奨にあたり、被保険者に配付する個別パンフレットで重要事項（契約概要、注意喚起情報）を周知いただいています。

●総合福祉団体定期保険の被保険者あて内容通知について

加入対象者が契約内容等を確実に通知されたうで被保険者となることに同意しているかという観点から、通知の方法をご契約者から報告いただいています。

団体年金保険分野

ご契約者である企業等の実在・事業活動確認及びご契約者への重要事項の説明について、団体保険と同様の対応を行っています。

また、従業員拠出型商品である拠出型企業年金保険の被保険者への重要事項（契約概要、注意喚起情報）の説明についても、団体保険と同様の対応を行っています。

財形保険における重要事項の説明

ご契約者への重要事項の説明については、お申込みをいただく際に「重要事項説明書（注意喚起情報）」を交付し、加入目的・留意事項を確認いただいたうで、申込書に受領印をいただいています。

犯罪収益移転防止法

この法律は、金融機関等による取引時確認、確認記録・取引記録等の作成・保存、疑わしい取引の届出を義務付けることにより、テロ資金供与やマネー・ローンダリングが金融機関等を通じて行われることを防止することを目的としています。

●取引時確認とは

同法に基づき金融機関等は、お客さまの本人特定事項（氏名、住居、生年月日等）、取引を行う目的、職業又は事業の内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者の確認を行います。また、マネー・ローンダリングのリスクの高い取引（なりすましや偽りの疑いがある取引等）の場合、本人特定事項等を通常の取引よりも厳格な方法で確認し、並びに、資産及び収入の状況（200万円を超える財産の移転を伴う取引の場合のみ）を確認します。

(4) 情報資産の保護

●基本認識

当社は、お客さまの氏名・生年月日・住所等や契約内容等の個人情報、医的情報等を長期間にわたり保有しています。また、財務取引等業務上知り得たお取引先の情報も保有しています。当社では、法令や社内規程等を遵守し、適切な情報資産保護管理を行うことが、お客さまからの信頼を確保するための大前提であると認識しています。

●情報資産保護に関する方針・規程等

「内部統制基本方針」の下に、情報資産保護に関する基本的考え方や情報資産を適切に保護するための基準として「情報資産保護管理規程」等の各種基本方針・規程を制定するとともに、具体的な安全対策基準等の細目を定めた「情報資産保護管理基準書」を制定しています。また、「個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法）」や「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法）」の趣旨を踏まえ、個人情報・株主情報の利用目的や保護管理等を定めた「個人情報保護方針」を取締役会の決定にて制定し、当社ホームページで公表しています。

情報資産保護管理・推進に関する規程やルール、業務遂行上の留意点は、「コンプライアンスマニュアル」や「情報資産保護管理マニュアル」に掲載の上、全役員・全従業員に提供し、各種研修等を実施することにより周知・徹底を図っています。

●情報資産保護に関する組織体制

情報資産保護の推進に関する重要事項は、コンプライアンス委員会の下部組織として設置した情報資産保護対策部会で協議し、コンプライアンス委員会に報告する体制としています。また、情報資産保護を全社的に推進する常設組織として、コンプライアンス統括部内に情報資産保護推進室を設置しています。情報資産保護推進室は、

本社各所管・各支社に対して必要な指示・支援を行うとともに、全組織に任命配置した法令等遵守責任者及び法令等遵守推進者を通じ、各組織における適正な情報資産保護管理の態勢整備・推進を図っています。

これらの態勢が全社的に有効に機能しているかについて内部監査部が定期的に内部監査を行い、その結果は取締役会・経営会議に報告されています。

●情報資産保護管理の推進

当社では、個人情報保護法、番号法、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を踏まえ、次のような組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を講じる等情報資産保護管理態勢を整備しています。

- 個人情報保護方針の公表及び情報資産保護に関する社内規程の整備
- 定期的な従業員教育を通じた情報取扱ルールの徹底及びルール遵守状況の定期点検
- 情報を取り扱う区域の管理、情報を取り扱う機器・電子媒体等の盗難等の防止のための対策実施
- 社外からの不正アクセス対策としてファイアウォール設置、社内でのデータアクセス制限・ログの取得
- 再委託先を含む業務委託先に対する監督・点検の実施

●個人情報の開示等の請求の取扱い

お客さまや株主さまからご自身の個人情報の開示等のご依頼があった場合は、請求者がご本人または正当な代理人であることを確認した上で、迅速かつ適切に対応します。

なお、個人情報保護法に基づく開示等の請求については、当社ホームページでもご案内しています。

●お申出等への対応

個人情報の取扱いに関してお申出等をいただいた場合は、迅速かつ適切に対応します。

(5) 個人情報保護方針

第一生命保険株式会社（以下、当社といいます）では、お客さまからの信頼を第一と考え、経営品質の向上に向け、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法といいます）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法といいます）、保険業法等関係法令等を遵守し、個人情報の保護に努めます。

1. 個人情報の利用目的

(1) 個人情報は、以下の利用目的の達成に必要な範囲のみ利用し、それ以外の目的には利用しません。

- ① 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ② 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④ その他保険に関連・付随する業務

(2) 前号にかかわらず、番号法で定める個人番号（以下、個人番号といいます）を含む特定個人情報は、以下の事務実施に必要な範囲にのみ利用し、ご本人の同意があっても、それ以外の目的には利用しません。

- ① 保険に関する取引がある場合：保険取引に関する法定調書作成事務
- ② 投資信託に関する取引がある場合：投資信託取引に関する法定調書作成及び口座開設事務
- ③ 不動産に関する取引がある場合：不動産取引に関する支払調書作成事務
- ④ 報酬・料金・契約金・賞金支払に関する取引がある場合：報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務
- ⑤ その他上記①から④に関連する事務

(3) これらの利用目的は、当社ホームページ及びディスクロージャー誌等に掲載するほか、ご本人から直接書面等にて情報を取得する場合に明示いたします。

2. 取得・保有する個人情報の種類

取得・保有する個人情報は、氏名、住所、生年月日、性別、職業、健康状態、個人番号等、前項の利用目的を達成するために必要な個人情報です。

3. 個人情報取得の方法

個人情報を取得するにあたっては、個人情報保護法、番号法、保険業法、保険契約約款、その他関係法令等に照らし適正な方法によるものとします。

4. 個人情報の提供

(1)当社では、次の場合を除いて個人情報を外部に提供することはありません。

- ①ご本人が同意されている場合
- ②法令に基づく場合
- ③保険契約及び特約の内容を（一社）生命保険協会に登録する等、個人情報保護法に基づき共同利用する場合
- ④業務の一部について、利用目的の達成に必要な範囲内で委託を行う場合
- ⑤その他個人情報保護法に基づき提供が認められている場合

(2)前号にかかわらず、当社では、番号法で認められている場合を除いて特定個人情報を外部に提供することはありません。

5. 個人情報の保護管理

個人情報は、正確かつ最新の内容を保つよう努め、個人情報を保護するため組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置を講じ、適宜見直します。また、当社では「コンプライアンス委員会」にて、情報の適正な管理の推進をはかり、個人情報の保護に向けた取組を行っています。

6. 個人情報の開示、訂正等のご請求

個人情報について開示、訂正等のご依頼があった場合は、請求者がご本人であることを確認させていただいたうえで、業務の適正な実施に著しい支障をきたす等特別な理由のない限り速やかに対応いたします。

7. 個人情報保護方針の見直し

本方針は、適切な個人情報保護を実施するため、環境の変化等を踏まえ、継続的に見直します。

(6) リスク管理

●基本認識

当社では、健全かつ適切な業務運営を確保し、保険契約上の責務を確実に履行するために、当社における様々なリスクについての把握・評価と各リスクの特性に基づき、的確な対応を行うとともに、それらのリスクを統合的に管理することとしています。さらに、それらのリスク量と自己資本を会社全体で管理し、会社の健全性向上に努めています。

また、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機や大規模災害が発生する事態に備え、管理体制を整備しています。

●リスク管理に関する方針・規程等

当社では、まず「内部統制基本方針」のなかで、リス

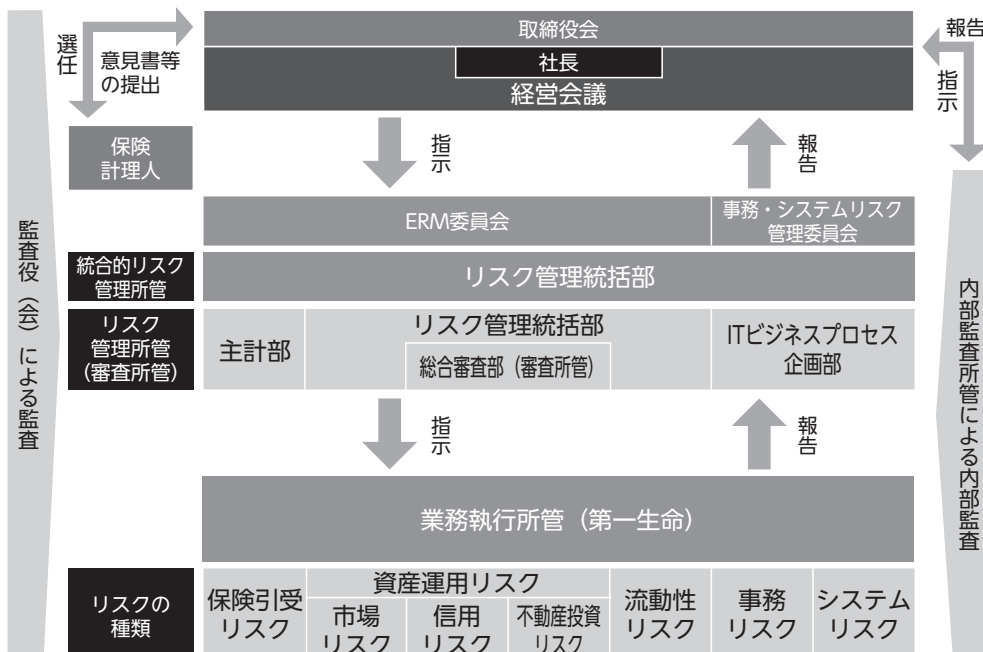
ク管理に関する基本的な考え方や取組方針等について定めています。この基本方針の下、リスク毎の管理の考え方を各リスク管理基本方針で定めた上で、これらの基本方針を踏まえた実務上のルールとして各リスク管理規程・基準書等を制定しています。

●リスク管理に関する組織体制

当社の事業運営を通じて発生する各種リスクについては、各リスク管理基本方針に基づき、各リスク管理所管がリスクカテゴリー毎に業務執行を牽制する体制を整備しています。さらに、会社全体のリスクを統合的に管理する組織として、リスク管理統括部を設置し体制の強化を図っています。

また、ERM委員会、事務・システムリスク管理委員会

■リスク管理に関する組織体制



を設置、定期的に開催し、経営層が各リスクに対する情報を共有し、意思決定に資する体制としています。こうしたリスク管理体制の有効性・適切性は内部監査部が検証しています。

リスク管理の状況は、取締役会・経営会議に報告されています。さらに監査役は、経営層をはじめとし、会社のリスク管理全般を対象に監査を実施しています。

●ERMの推進

当社は、資本・リスク・利益の状況に応じた経営計画・資本政策等を策定し、事業活動を推進するエンタープライズ・リスク・マネジメント（ERM：Enterprise Risk Management）を推進しています。

ERMに関するリスク管理の取組みとして、経営計画や資本政策等を策定する際に、リスク管理統括部がその妥当性を検証するほか、リスク許容度を設定・管理すること等により、リスクの所在、種類及び特性を踏まえて資本・リスク・利益を適切にコントロールするとともに、リスク管理の高度化を推進しています。

当社では、経済価値ベース、会計ベース及び規制ベースで、各種リスクを統合し自己資本等と対比すること等により、健全性をコントロールしています。経済価値ベースのリスク管理では、生命保険会社の企業価値を表す指標のひとつであるエンベディッド・バリュー（Embedded Value：潜在的価値）と整合的なリスクの評価方法を採用しています。

また、モデルによるリスクの計量化ではとらえきれない事象を認識・把握する際は、金融市場の混乱や大規模災害等の過去の出来事や、将来見通し等に基づき考えられる最悪の状況を想定したストレス・テストを実施しています。その上で、健全性に与える影響を分析し、結果を取締役会・経営会議等に報告するとともに、必要に応じて市場環境等の確認、モニタリングの強化、経営上あるいは財務上の対応を検討・実施します。

■内部統制セルフ・アセスメント（CSA：Control Self Assessment）の取組み

当社では、お客さまに信頼され、選ばれ続ける会社を目指して、「経営品質の向上」に取り組んでいます。この取組みの一環として、事務リスク・システムリスク等のオペレーショナル・リスクを中心に、リスクの洗い出しと評価の手法を体系化・標準化し、本社全部門及びすべての支社で、「内部統制セルフ・アセスメント（CSA）」を実施しています。

「内部統制セルフ・アセスメント（CSA）」は、業務に内在するリスクの洗い出しから始まるサイクルを実施することにより、リスク抑制・業務改善を推進する活動です。事務リスクやシステムリスクのほか、コンプライアンスに関するリスク等、広範囲なリスクが対象となります。

DSR経営を進めている当社では、「リスク抑制・業務改善を推進する活動」として、全社でこの取組みを実施することにより、お客さまからの一層のご信頼とご支持を得られるよう努めていきます。

□本社部門における取組み

業務毎に主要なリスクを洗い出し、リスクが発生した場合のお客さまへの影響や損失の大きさ等の視点でその重要性を評価し、さらにリスク発生の防止体制を評価することにより、リスクの状況を業務毎に把握します。その上で、リスクの大きさに応じてリスク発生への対策を策定・実施し、リスクの抑制や業務改善を図り、適正な業務運営を推進しています。

□支社における取組み

各支社の業務は基本的に共通であることから、内部統制セルフ・アセスメントの対象となるリスクの洗い出しと整理は本社部門が実施し、各支社はリスク発生の防止体制の評価と対策の実施を中心に行っています。

■リスクの定義

リスクの種類		内 容
保険引受リスク		「経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、会社が損失を被るリスク」に代表されるリスクです。
資産運用 リスク	市場リスク	金利、為替、株式等の様々な市場環境の変化により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクです。
	信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクです。
	不動産投資 リスク	賃貸料等の変動等を要因として不動産に係る収益が減少する、または市況の変化等を要因として不動産価格自体が減少し、損失を被るリスクです。
流動性リスク		保険料収入の減少等により資金繰りが悪化し、通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされ損失を被るリスク（資金繰りリスク）、及び市場の混乱等により市場取引ができなくなる等により損失を被るリスク（市場流動性リスク）です。
事務リスク		役員・従業員等が正確な事務を怠るあるいは事故・不正を起こす等により、お客さま及び会社が損失を被るリスクです。
システムリスク		コンピュータシステムのダウンもしくは誤作動等のシステム不備等、またはコンピュータの不正使用等によってお客さま及び会社が損失を被るリスクです。

(注) 当社では、上記リスクのほか、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク及び風評リスクについて、リスク管理を実施しています。

(7) リスク種類別の管理

保険引受リスク管理

●リスク管理の目的

生命保険契約の長期性や死亡率等の不確実性を保険引受リスクとして十分に認識し、実効性のあるリスク管理を行うことで、会社の健全性維持と支払能力の確保を図ることを目的としています。

●保険引受リスク管理体制

主計部を保険引受リスク管理所管とし、保険引受に関連する商品事業部、団体保障事業部、団体年金事業部、保険関係事務管理所管、法務部及びその他関連各所管が連携してリスク管理を行う体制としています。

●保険引受リスク管理の取組み

保険商品の開発にあたっては、お客さまのニーズを踏まえつつ、保険契約の長期性等に留意した商品の設計、保険料の設定を行っています。また、保険加入時に医学的診査を受けていただく等、加入者間の公平性の確保を図っています。

保険商品販売後においては、まず、将来の保険金等の支払いに備えて、保険業法等に基づき、標準責任準備金を積み立てており、法令上最も健全な方式を採用しています。また、2007年度より、健全性の更なる向上のため、高予定利率の終身保険のうち払込満了後契約等に対して、追加責任準備金の積立てを行うこととしました。更に、保険事故発生率の実績について把握・分析を行うとともに、収支予測を実施し、責任準備金の積立財源や将来の収支状況の把握を行っています。

これらの情報をもとに、保険引受リスクの状況について定期的に監視し、当初予測に反して保険事故の発生率が悪化する等、保険引受リスクの顕在化がみられる場合には、関連各所管が連携して適時適切な対応を講じることで会社の健全性維持と支払能力の確保を図ることとしています。再保険を引き受ける際には、再保険契約毎に情報を入手し、その収益性やリスクの特性等について検証しています。再保険に付す際には、再保険引受先の財務内容等を確認し選定しています。

資産運用リスク管理

●リスク管理の目的

当社の資産運用リスク管理は、中長期的観点でリスクとリターンのバランスに留意しつつ、資産の健全性を維持することを目的としています。

●資産運用リスク管理体制

リスク管理統括部を資産運用リスク管理所管とし、市場リスク、信用リスク、不動産投資リスクを合わせて一元管理し、業務執行所管と連携してリスク管理を行う体制としています。

●資産運用リスク管理の取組み

○市場リスクの管理

市場リスクの管理は、ポートフォリオの管理を基本とし、有価証券、デリバティブ（金融派生商品）取引等市場リスクを有する資産について、その残高及び含み損益等を定期的に確認し、その状況を経営層に報告していま

す。また、保有残高等に係るリスク・リミットを定めることにより、リスクをコントロールする枠組みとしています。これらに加えて、「バリュー・アット・リスク (VaR: 最大損失予想額)」等を用いたリスク量の計測手法により、市場リスクを数値で把握・管理しています。

○信用リスクの管理

信用リスクの管理は、個別取引毎の与信管理を基本とし、審査所管による事前の厳正な審査を実行し社内牽制を図るとともに、事後のフォロー等を実施しています。更にポートフォリオの観点から、格付や業種毎の与信の集中度合い等の分析・管理を行っています。また、大口与信先に対しては取組方針を策定し、遵守状況を確認する等、与信集中を回避するための枠組みを整備しています。これらに加えて、VaR等を用いたリスク量の計測手法により、信用リスクを数値で把握・管理しています。

○不動産投資リスクの管理

不動産投資リスクの管理は、個別物件毎の管理を基本とし、投資判断に際しては、運用執行所管から独立した審査所管による事前の厳正な審査を実行し社内牽制を図っています。また、投資採算性の観点から重点取組物件を定め、個別に収益力の強化に取り組んでいます。これらに加えて、VaR等を用いたリスク量の計測手法により、不動産投資リスクを数値で把握・管理しています。

流動性リスク管理

●リスク管理の目的

当社の流動性リスク管理は、日々の資金繰りの管理に加えて、中長期的な資産・負債のキャッシュ・フローを踏まえた上で資産配分において一定の流動性を確保すること等を通じ、業務の健全性及び適切性を維持することを目的としています。

●流動性リスク管理体制

リスク管理統括部を流動性リスク管理所管、収益管理部を資金繰り管理所管とし、入出金情報の把握やキャッシュ・ポジションの管理等の資金繰り管理や、市場における資産売却等の取引実施においてリスクが顕在化しないよう、日次、月次で状況をモニターし、各種の管理基準の遵守状況の確認を行う等、業務執行所管と連携してリスク管理を行う体制としています。

●流動性リスク管理の取組み

当社では、流動性リスクが経営に及ぼすリスクを十分に認識し、業務の健全性を確保するため、資金繰りの管理に留まらず、中長期的な資産・負債のキャッシュ・フローも踏まえた管理を行っています。

また、流動性の逼迫度合いを平常時・懸念時・危機時・巨大災害時に区分し、それぞれの管理方法、対応方法をあらかじめ定め、迅速かつ適切な対応を行えるように備えています。

事務リスク管理

●リスク管理の目的

役員・従業員が事務リスクの存在を認識し、事務を正確かつ迅速に遂行すること、また、事務リスクの極小化に向け適切な対策を講じることにより、安定した業務の継続と健全性の確保、お客さまサービスの向上及び社会からの信頼確保につなげていくことを目的としています。

●事務リスク管理体制

事務リスク管理を統括する所管をITビジネスプロセス企画部とし、各所管のリスク管理のプロセスチェックを行っています。

また、各分野の事務を企画・立案・推進する本社事務所管は、自所管のみならず、支社・営業オフィス等で行われている事務の遂行状況を適切に管理する体制としています。

●事務リスク管理の取組み

事務手続きを適切に遂行するために規程・基準書等を整備し、発生した問題点や外部環境の変化に基づき、必要に応じ改正を行うとともに従業員個々の事務知識・事務能力の向上に向けた指導・教育を行っています。

また、事務が正確かつ迅速に行われているかどうかを把握するために、事務指標等を用いた管理を行っています。

さらに、万一異常事象が発生した場合の報告・責任体制を明確にし、速やかな対応を図るとともに、発生原因の究明や再発防止に向けた対策を講じる等、適切な事務リスク管理を行っています。

システムリスク管理

●リスク管理の目的

保険業務の高度化、複雑化、お客さまとの取引の多様化さらに他社との業務提携、ITの進展等の環境変化のなかで、情報システムの担う役割や重要性はますます高まっています。こうした状況のもとで、コンピュータシステムの災害・障害・犯罪・過失・不正行為その他不測の脅威に対する安全性、及び信頼性・遵法性・有効性・効率性を確保することを目的としています。

●システムリスク管理体制

ITビジネスプロセス企画部をシステムリスク管理所管とし、関連する法令・社規等に基づき、全社に対しシステムリスク管理を推進するよう、管理・指導を行っています。各部・各支社においては、法令等遵守責任者・同推進者等を配置し、情報システムの保護管理対策のチェックを実施する体制としています。

●システムリスク管理の取組み

管理体制面では「公益財団法人 金融情報システムセンター」発行の安全対策基準等に準拠した対策の整備を行っています。また、規程・基準書等を制定・遵守することによりシステムの開発、運用、障害対応、障害復旧についての手順及び体制・責任者を明確にし、災害対応訓練を実施する等、安全対策管理を徹底しています。なお、コンピュータセンターは全棟免震構造を採用しており、大地震にも耐えられる構造となっています。

インターネットや社内パソコンLAN等のネットワーク普及に伴うリスク管理としては、社内外のネットワークの分離・ファイアーウォール等により外部からの侵入や不正なアクセスを防御しシステムやデータの保護を行っています。

大規模災害リスク管理

リスク種類別の管理に加え、大地震等の大規模災害が発生した場合や新型インフルエンザ等の感染症が大流行した場合等においてもお客さまへのサービスに支障をきたさないよう、大規模災害リスク管理委員会を設置し、平時から準備を行っています。

具体的には、事業継続計画を含む危機管理計画を適宜整備するとともに、顧客情報を含むシステムデータのバックアップを複線的に実施し、本社・支社が被災した場合でも、事務処理を円滑に行い保険金等を適切にお支払いするための態勢整備や教育・訓練の実施、継続的な改善等、事業継続マネジメントを推進しています。

2011年3月に発生した東日本大震災、2016年4月に発生した熊本地震においては、災害対策本部をすみやかに立ち上げ、各対策部において従業員の安否確認、被災店舗の早期復旧、必要物資の送付等の対応を実施しました。また、本社・支社一丸となったお客さまの安否確認活動・お見舞い活動や、保険料払込猶予期間の延長等の特別取扱いを実施する等、お客さまへの対応に取り組んでまいりました。引き続き、大規模災害リスクを想定した安全対策や備えを強化し、事業継続マネジメントのさらなる推進に取り組んでまいります。

(8) 反社会的勢力への対応

●基本認識

当社では、「社会からの信頼確保」を経営基本方針に掲げており、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展と企業活動を妨げる反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体で対応することとし、保険契約をはじめとしたすべての取引等において一切の関係遮断・被害防止に努めています。

●反社会的勢力への対応に関する方針・規程等

当社では「内部統制基本方針」において、反社会的勢力との関係遮断・被害防止に関する基本的な考え方や取組方針について規定するとともに、この基本方針に基づく「反社会的勢力対策規程」を制定しています。また、役員・従業員の行動原則を定めた「行動規範」において、その徹底を図っています。さらに、「反社会的勢力対策基準書」を制定し、役員・従業員が遵守すべきルールや関係遮断・被害防止に向けた具体的な取組の詳細について明確化しています。

●反社会的勢力への対応体制

総務部を統括所管として、日常の業務運営において、関係遮断・被害防止態勢の整備・強化を推進しています。

各所管・各支社では反社会的勢力対応責任者及び反社会的勢力対応推進者を定め、自所管において、反社会的勢力から不当要求等、何らかの接触がある場合には、責任者・推進者を中心に、総務部と連携の上、組織として適切な対応を行う態勢としています。

反社会的勢力との取引が判明した場合には、適時・適切に取締役等へ報告の上、速やかに関係遮断を図る態勢を構築するとともに、反社会的勢力との関係遮断の対応状況等について定期的に取締役会等に報告する等、経営層が適切に関与する態勢としています。

また、平素より、反社会的勢力との関係遮断・被害防止のため、所轄警察署、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携体制の構築にも努めています。

(9) 財務報告に係る内部統制への対応

●基本認識

財務報告に係る内部統制の有効性を評価した「内部統制報告書」を作成しています。

●財務報告に係る内部統制に関する方針・規程等

当社では、「内部統制基本方針」のなかで、財務報告の信頼性の確保と適時適切な開示に関する基本的な考え方や取組方針を定めています。この基本方針の下、財務報告に係る内部統制を適切に評価するための事柄を定めた「財務報告内部統制評価規程」を整備しています。

●財務報告に係る内部統制への取組み

財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に関連する重要なプロセスや財務報告を作成する体制等の内部統制の有効性の評価を実施しています。

その結果に基づき、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した旨の「内部統制報告書」を作成しています。

また、2017年3月31日を基準日とする当該「内部統制報告書」については、会計監査人による内部統制監査を受けており、「無限定適正意見」を得ています。

(10) 内部監査体制

●基本認識

当社では、健全かつ適切な業務運営を確保するために、内部監査により内部統制等の適切性、有効性を検証することとしています。有効な内部監査を実施するために内部監査部門の独立性の確保等必要な態勢の整備および運営を行うこととしています。

●内部監査に関する方針・規程等

当社では、「内部統制基本方針」のなかで内部監査に関する基本的な考え方や方針について定めています。「内部統制基本方針」の下、内部監査に関する基本的事項を明らかにすることにより、全役職員が内部監査の重要性を認識し、内部監査に関わるすべての活動を円滑かつ効

果的に推進するために「内部監査規程」を制定しています。また、内部監査の実施要領として「内部監査業務規程」を制定しています。

●内部監査体制

当社では、内部監査担当所管として内部監査部を設置しています。内部監査部は、被監査組織に対して十分な牽制機能が働く体制としており、当社の経営諸活動全般にわたる内部管理の状況、業務運営の状況等の適切性・有効性を検証するとともに、内部管理等についての評価及び改善に関する提言等を行っています。なお、内部監査結果については取締役会・経営会議ならびに監査役に報告されています。

5.生命保険契約者保護機構

生命保険契約者保護機構（以下、「保護機構」）は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等の際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません（※4））。

なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

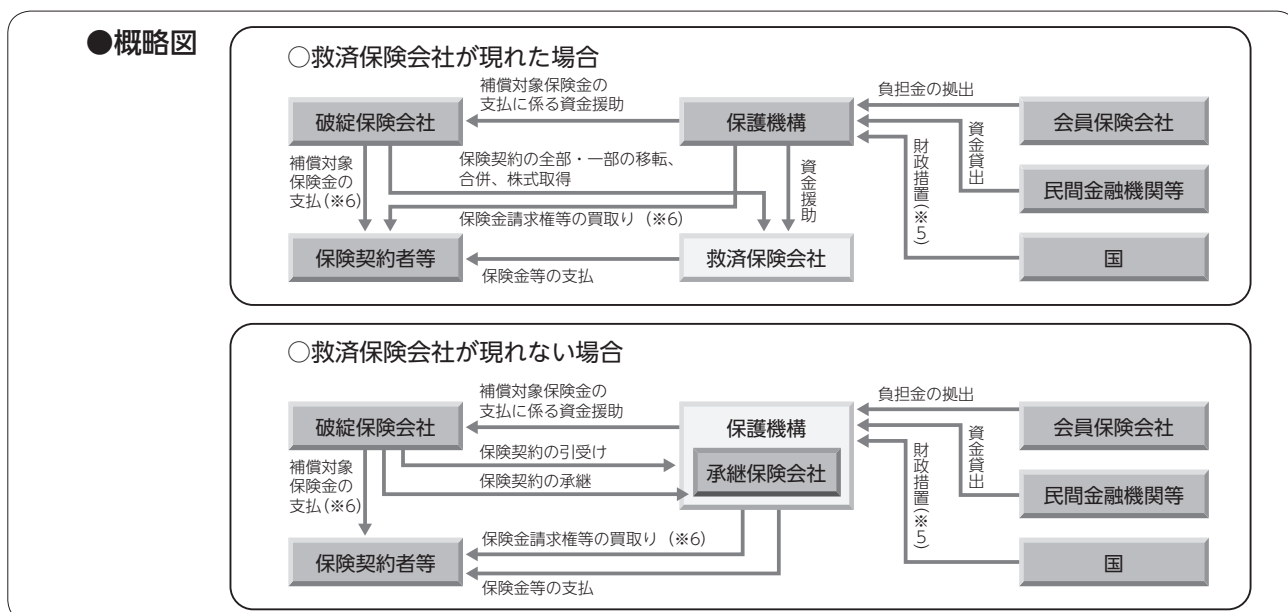
- ※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。
- ※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（※1）を超えていた契約を指します（※2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{ (\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2 \}$$
 （※）1.基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認いただくことができます。
 2.一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断することになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
- ※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益等を財源として積み立てている準備金等をいいます。
- ※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

■負担金の拠出

会員は定款に定める基準により、毎年負担金を納付します。2016年度の全社の負担金額は約330億円であり、

当社の負担金分担割合は、約10.8%（約35.6億円）です。



※5 上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

※6 破綻保険会社が、破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払を行うこと、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取りすることを指します。この場合における支払率及び買取り率については、責任準備金等の補償限度と同率となります（高予定利率契約については、（※2）に記載の率となります）。

（注）補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。